

日向市・東郷町
日向・東郷まちづくり計画
新市建設計画

平成17年2月 策定 日向市・東郷町合併協議会
平成25年9月 変更 日向市

目 次

序 論	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の構成	1
3 計画の範囲	1
4 計画の期間	1
第1章 まちづくりの基本構想	2
1 新市の将来像	2
(1) まちづくりの基本方針	4
(2) 計画推進に向けて	5
2 施策の体系	6
第2章 分野別の基本方針・施策	7
1 健やかで安心して暮らせるまちづくり	7
2 自然環境と共生する快適なまちづくり	15
3 地域の特性を活かした産業振興のまちづくり	22
4 豊かな心と地域文化を育むまちづくり	28
第3章 計画推進に向けて	34
第4章 新市における県事業の推進	38
第5章 公共施設の適正配置	40
第6章 財政計画	41
付属資料	43
1 合併の背景	44
2 位置・地勢	47
3 1市1町の変遷	48
4 人口等	49
5 産業と地域資源	52
6 生活圏	55
7 生活基盤の整備状況	57
8 広域行政の状況	59
9 財政の状況	60

序 論

1 計画の趣旨

「日向・東郷まちづくり計画」は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条第1項の規定に基づき、日向市と東郷町の合併後における新市の均衡ある発展を目指すための将来ビジョンであり、まちづくりの方向性や主な施策などについて示すものです。

2 計画の構成

「日向・東郷まちづくり計画」の構成は次のとおりとします。

- 序論
- 第1章 まちづくりの基本構想
- 第2章 分野別の基本方針・施策
- 第3章 計画推進に向けて
- 第4章 新市における県事業の推進
- 第5章 公共施設の適正配置
- 第6章 財政計画
- 附属資料

3 計画の範囲

日向市・東郷町の全域を計画の対象地域とします。ただし、東郷町域については重点的に記載するものとします。

4 計画の期間

計画の期間は、合併日（平成18年2月25日）から平成32年度までの16年度とします。

第1章 まちづくりの基本構想

1 新市の将来像

新市は、日向灘を臨み、耳川流域に広がる森林などの豊かな自然環境を有するとともに、商業や文化施設等の集積が進み、自然環境と生活環境のバランスのとれた地域です。

両市町は生活圏の一体化も進んでおり、合併による利便性の向上が期待されます。さらに、両市町の産業、文化などの特色を活かした一体的なまちづくりを進めることにより、県北部の中核都市としてのさらなる発展が望まれます。

新市の将来像は、「第4次日向市総合計画」の将来像「だれもが住んでみたくなるまち」と「第3次東郷町総合長期計画」の将来像「21世紀にはばたく牧水のふるさとづくり」を踏まえ、市民と行政とが一体となって、住みやすさやまちの活気、心の豊かさなどを実感できる新しい市を目指して、まちづくりに取り組むという意味を込めて、「みんなで創造、未来にはばたく豊かなまち」と設定し、その実現のために、次の5つの基本方針を掲げます。

1. 健やかで安心して暮らせるまちづくり
2. 自然環境と共生する快適なまちづくり
3. 地域の特性を活かした産業振興のまちづくり
4. 豊かな心と地域文化を育むまちづくり
5. 計画推進に向けて

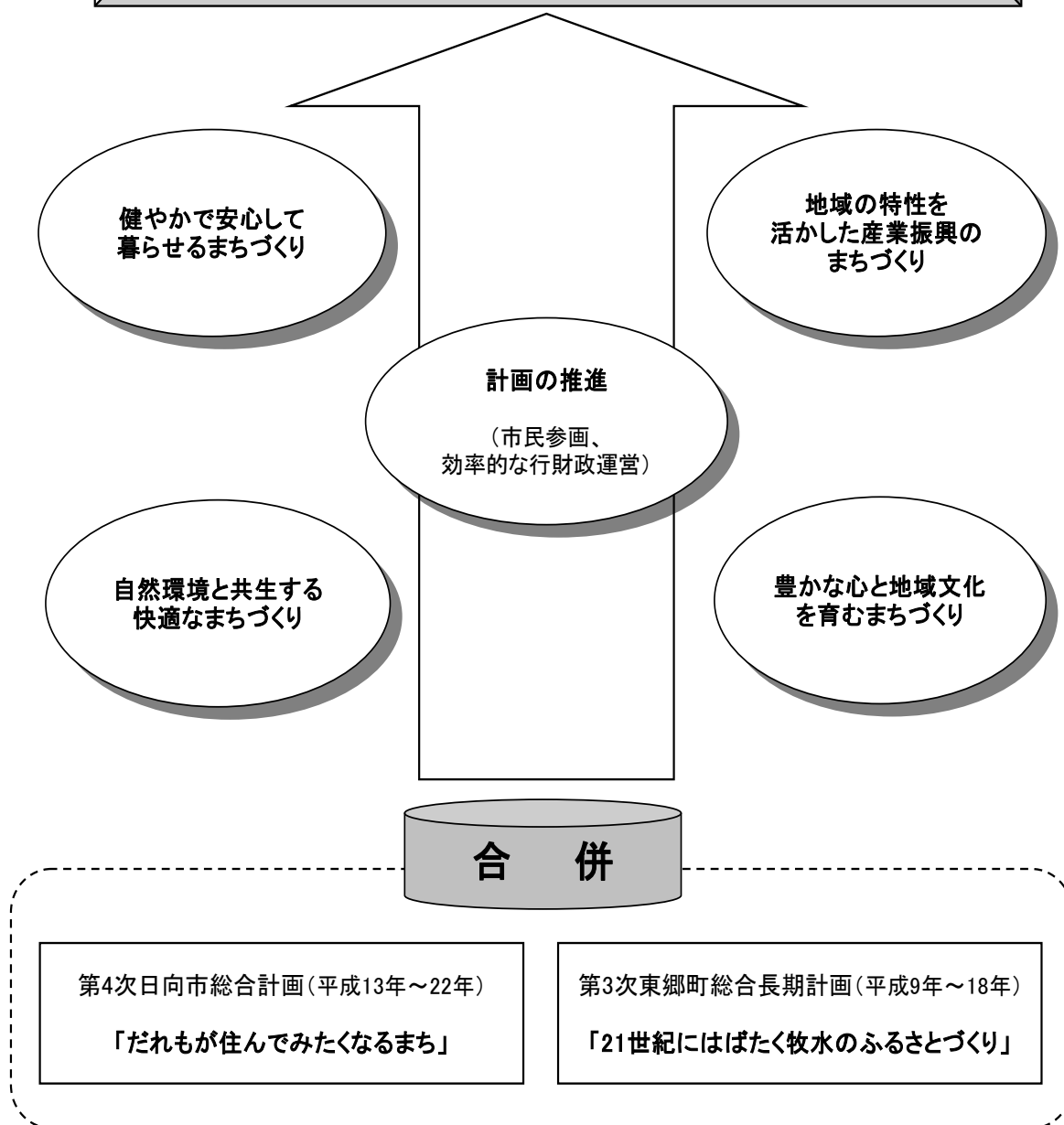
また、新市のまちづくりを効果的に進めるためには、日向市の「まちづくり100人委員会」、東郷町の「町民が主役のまちづくり」など「住民参画型」の行政手法を一層推進し、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりが重要です。

なお、東郷町域においては、山や川に恵まれた自然豊かな地域特性を活かし、農林業を中心とした産業振興、歌人・若山牧水のふるさととしての文化的・歴史的背景を踏まえた文化振興や交流の促進を図ります。

さらに、地域コミュニティを基礎としたまちづくりを進め、自然環境と生活環境が調和し、人々が快適に生活できる地域を目指します。

新市の
将来像

みんなで創造、未来にはばたく豊かなまち



(1) まちづくりの基本方針

① 健やかで安心して暮らせるまちづくり

住民の福祉・保健・医療に対するニーズの多様化に対応するとともに、高齢者や障害者（児）、児童など支援を必要とする人々が、地域の支え合いのなかで安心して日々の生活が送れるよう、新市における一体的な福祉・保健・医療の充実を図ります。

また、災害の予防対策や発生した災害に対する対応力を強化し、災害に強い地域づくりを進めます。

さらに、治安の悪化が懸念されるなか、防犯対策や交通安全対策を充実し、生活の安全を確保する施策を推進します。

《東郷町域の重点》

地域の特性に対応したシステムづくりを進め、福祉・保健・医療や消防・防災体制の充実を図り、災害に強い地域づくりを進めます。

② 自然環境と共生する快適なまちづくり

森林から海に至る恵まれた自然環境を保全するとともに、快適な生活環境を実現するため、環境保全対策や生活環境を向上するための施策を推進します。

また、地域内の道路整備等を進め、新市の一体性の確保を図るとともに、広域交通ネットワークの整備や様々な都市計画事業、高度情報化の推進等を通して、県北地域の中核都市にふさわしいまちづくりを進めます。

《東郷町域の重点》

自然環境を保全し、地域に調和した生活基盤整備を図り、快適ですみよい地域づくりを進めます。

③ 地域の特性を活かした産業振興のまちづくり

新市の地域的な特性や既存の産業集積を活かしながら、農林水産業、商工業、観光・リゾートなど産業間の連携を強化し、活力ある産業づくりを推進します。

また、道路・工業団地等の産業基盤の整備・活用を進め、産業振興を図ります。

《東郷町域の重点》

中山間地域の農林業の活性化と商業・サービス業・工業の振興を図るとともに、魅力あふれる観光地づくりを進めます。

④ 豊かな心と地域文化を育むまちづくり

将来を担う人材を育てるとともに、人々が心身ともに充実した生活をおくることができるよう、地域社会やボランティア、民間非営利組織（NPO（※1））等の各種団体とも協力し、人づくりのための教育・文化・スポーツなどの施策を推進します。

特に、地域づくりに大きな役割を果たすコミュニティ活動への支援や、地域の特色ある歴史・文化を保存・活用する取組を推進します。

《東郷町域の重点》

特色ある教育活動とスポーツ・レクリエーションの推進及び地域の芸術・文化の振興を図り、心豊かで活力ある地域づくりを進めます。

(2) 計画推進に向けて

市民と行政との「協働」によるまちづくりをさらに推進します。

また、日向東臼杵南部広域連合（※2）等の広域的な共同処理体制の充実を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、行政評価システムの活用などによる行政改革を推進し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう行財政の効果的・効率的運営を推進します。

《東郷町域の重点》

地域自治区（※3）を設置し、住民と行政との「協働」によるまちづくり及び新市の均衡ある発展並びに計画の着実な推進を図ります。

※1 NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略称で、民間非営利団体などと訳される。

市民活動やボランティア活動などをする人々によって結成されるケースが多く、一般的には公益的な仕事を自主的・自発的に行う民間団体を指す。

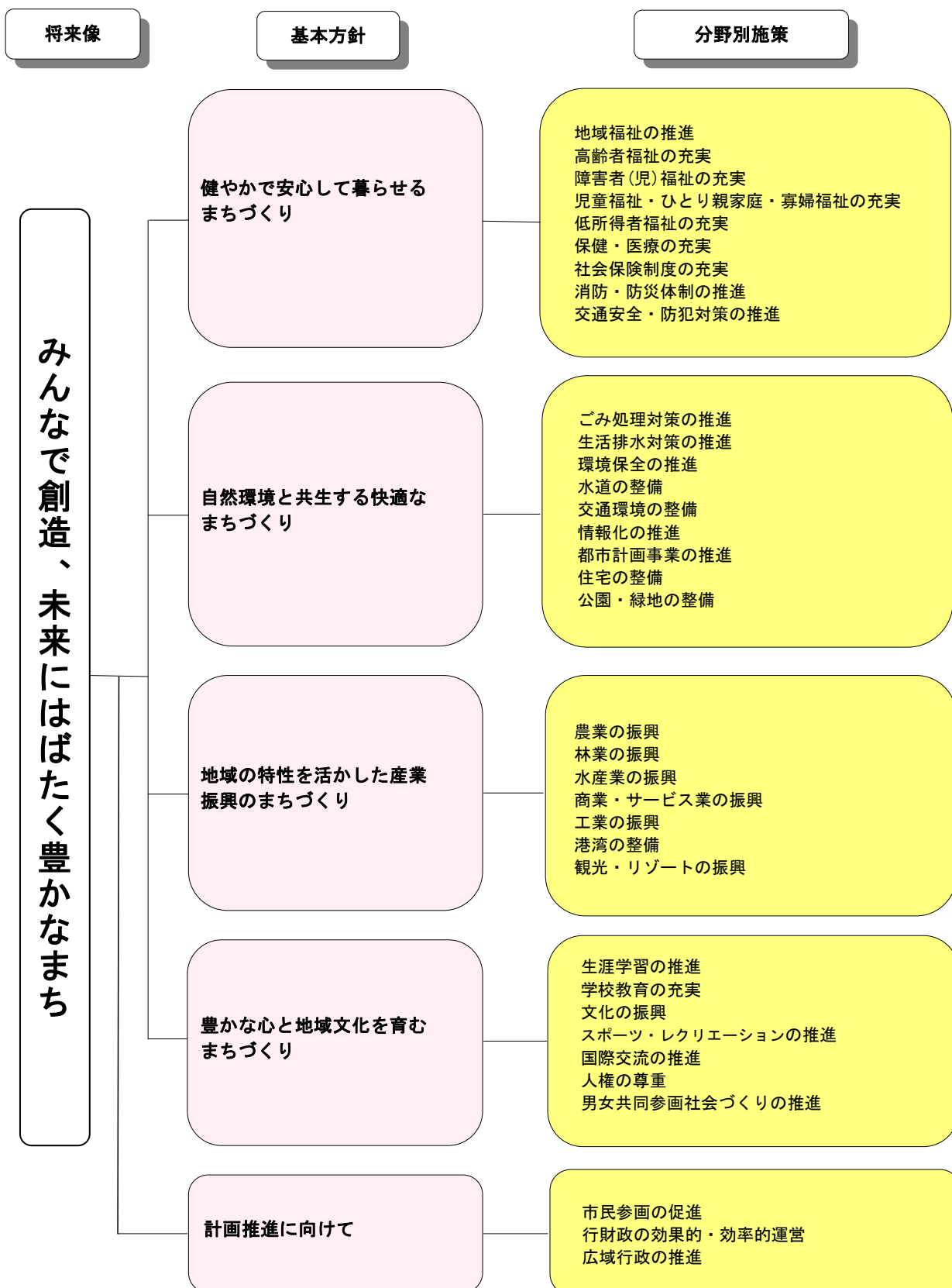
※2 日向東臼杵南部広域連合

日向市・門川町・東郷町・南郷村・西郷村・北郷村・諸塚村・椎葉村で構成する特別地方公共団体

※3 地域自治区

新市の事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させることなどを目的として設置するもの。

2 施策の体系



第2章 分野別の基本方針・施策

1 健やかで安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域福祉の推進

【基本方針】

- 日常生活を送る上で様々な支援を必要としている人が、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持って健やかに生活できるよう、地域全体で支え合う地域福祉を進めます。
- 保健・医療・福祉の連携のとれた総合的なサービスが提供できる体制づくりを進めます。
- 社会福祉協議会への支援及び連携を強化し、安定的運営を図ります。
- 自主的・自発的なボランティア活動を支援します。

《東郷町域の重点》

- 東郷町保健福祉総合センターを拠点とした地域福祉サービスのネットワーク化を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
福祉推進体制の充実	◇「地域福祉計画」の推進 ◇保健・医療・福祉の連携強化 ◇関係機関・団体、民生委員・児童委員、ボランティアとのネットワーク化 ◇福祉教育の推進
地域福祉活動の推進	◇社会福祉協議会への支援及び連携強化 ◇地域福祉活動の支援 ◇ボランティア活動の支援

(2) 高齢者福祉の充実

【基本方針】

- 住み慣れた地域や家庭で暮らすことを望む高齢者のために、在宅介護の支援や地域で安心して暮らすことができるシステムづくりに努めます。
- 適切な施設整備を図り、寝たきり高齢者等や養護施設等で生活している方やその家族のニーズに対応します。
- 生きがいがづくりや社会参加活動を支援し、高齢者の生活をより充実させます。
- 保健・医療・福祉の連携により、寝たきりにならないための活動、予防対策等を進めます。

《東郷町域の重点》

- 老人福祉施設・訪問看護サービスの運営形態の効率化に努めます。
- 新たに高齢者外出利用バス定期券購入の助成などで社会参加の促進を図ります。
- 緊急通報システムの導入等により在宅福祉を支援します。

【施策の概要】

施策名	主要事業
在宅・施設福祉の充実	◇「高齢者保健福祉計画」の策定と施設整備 ◇在宅介護支援センターの充実 ◇在宅安心サポートセンターの設置 ◇介護予防・地域支えあい事業の積極的な展開 ◇一人暮らし高齢者等への支援 ◇緊急通報システムの拡大 ◇高齢者住宅改造助成事業の推進 ◇老人福祉施設の運営形態の効率化
生きがいがづくりと社会参加の促進	◇自主的に活動を行う高齢者クラブへの支援 ◇シルバー人材センターの支援 ◇活動拠点の整備、学習機会の提供 ◇世代間交流の促進 ◇高齢者外出利用バス定期券購入の助成 ◇ふれあい福祉バス運行事業の充実
介護予防対策の推進	◇健康教室・介護予防教室等の開催 ◇相談事業・訪問指導等の充実 ◇訪問看護サービスの運営形態の効率化

〔注〕表中の**太文字(ゴシック)**は、特に東郷町域で重点的に取り組む事業を表します。
以降の表も同じです。

(3) 障害者(児)福祉の充実

【基本方針】

- 障害のある人もない人も共に生きていけるまちづくりを進めます。
- 関係機関の連携により、適正な保健・医療サービスが受けられる体制をつくります。
- あらゆる分野の活動に参加でき、その有する能力に応じた自立した生活ができるよう、啓発活動を含めた多様な施策や住環境の整備を進めます。
- 社会参加促進のための拠点施設を整備します。

《東郷町域の重点》

- 新たに心身障害児介護手当の支給や重度心身障害者医療費助成事業の対象者を拡大し、在宅福祉の向上を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
生活環境の整備	◇バリアフリー化（※１）の推進 ◇ユニバーサルデザイン（※２）に配慮したまちづくりの推進
保健・医療の充実	◇健康指導や健康診査の徹底 ◇各関係機関と連携した、経過観察や事後指導の充実 ◇障害児の一貫した発達支援体制の確立 ◇医療費等助成事業の充実 ◇心身障害児介護手当の支給
福祉サービスの充実	◇「障害者福祉計画」の策定と推進 ◇身体障害者センターの設置 ◇在宅及び施設福祉サービスの充実
教育・育成体制の充実	◇多様な教育が受けられる体制整備 ◇生涯学習の機会の確保
雇用・就労の促進	◇雇用促進のための啓発活動 ◇障害者雇用のための各種助成制度の周知徹底
スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進	◇スポーツ、レクリエーション、文化活動への支援 ◇活動の場となる施設の整備、機会を提供する体制づくりの推進

※１ バリアフリー化

道路の段差など物理的な障壁や、自分と違う人に対して偏見を持つなどの心理的な障壁を取り除くこと。

※２ ユニバーサルデザイン

初めから年齢や性別、体格、障害の有無にかかわらず、すべての人（ユニバーサル）にとって使いやすいことを目標にしている。

(4) 児童福祉・ひとり親家庭・寡婦福祉の充実

【基本方針】

- 少子化対策の柱として定める「児童育成計画（※１）」や「次世代育成支援地域行動計画（※２）」に添った施策を展開します。
- 保育事業の充実に努めます。
- 関係機関の連携を緊密にし、生活習慣や児童虐待などの相談機能を充実させます。
- 児童厚生施設や放課後児童クラブなどを充実させ、子育て支援を行います。
- 子どもの人権を尊重し、健全育成を地域ぐるみで進める体制づくりに努めます。
- ひとり親家庭、寡婦世帯に対する生活安定への支援、相談体制の充実を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
総合的な施策	◇「児童育成計画」の推進 ◇「次世代育成支援地域行動計画」の策定と推進
子どもたちへの養育	◇保育事業の充実 ◇保育所（園）の整備 ◇関係機関の連携による要保護児童対策の充実
家庭への子育て支援	◇放課後児童対策の充実 ◇子育て支援センターとしての保育所（園）の活用 ◇子育てサポートクラブの設置 ◇乳幼児医療費助成事業の充実
健やかな育成のための環境づくり	◇児童厚生施設の整備 ◇子どもと親の地域交流の推進
ひとり親家庭・寡婦世帯の支援	◇医療費助成制度、貸付金制度の充実 ◇母子自立支援員、母子福祉協力員、民生・児童委員などによる相談事業の推進 ◇母子・寡婦福祉連絡協議会への支援 ◇父子家庭への支援

※１ 児童育成計画

少子化対策の柱として定める子育て支援のための総合的計画。

※２ 次世代育成支援地域行動計画

国の定める指針に即して、都道府県・市町村と事業主がそれぞれに行動計画を立てて、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」を実現しようとするもの。

(5) 低所得者福祉の充実

【基本方針】

- 受給要件に係る調査を徹底し、生活保護制度の適正な運営に努めます。
- 生活実態を詳細に把握し、他法・他制度活用についての適切な助言や支援に努めます。
- 真に生活に困窮する者に対しては必要な保護を適用し、きめ細やかな助言や支援により自立助長を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
低所得者福祉の充実	◇保護の適正実施 ◇生活相談・生活指導の充実 ◇社会福祉協議会や民生委員との連携 ◇自立助長の促進

(6) 保健・医療の充実

【基本方針】

- 関係機関との連携を図りながら、乳幼児から高齢者まであらゆる世代の健康づくりの推進と環境整備に努めます。
- 健康づくりの支援体制や各種保健事業の推進体制を充実します。
- 各種疾病の予防対策、検診体制の整備などに努めます。
- 日向市東臼杵郡医師会の協力を得ながら医療体制の確立を目指し、地域医療の充実に努めます。
- 衛生問題に対して積極的に取り組み、衛生環境の向上に努めます。

《東郷町域の重点》

- 保健福祉総合センターを健康づくりのための地域拠点として位置づけます。
- 国民健康保険病院については、地域にふさわしい医療機関として見直し、その充実に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
健康づくりの充実	◇健康づくりに関する計画の整備・推進 ◇健康づくりのための拠点、施設の整備・充実 ◇母子保健事業の推進 ◇生活習慣病予防対策事業の推進 ◇精神保健事業の推進 ◇高齢者保健事業の推進 ◇歯科保健事業の推進 ◇感染症対策の強化 ◇難病・障害者対策
医療体制の充実	◇救急医療・夜間診療体制の充実 ◇小児救急医療体制の整備 ◇国民健康保険病院の見直しと充実
環境衛生の充実	◇環境衛生対策の推進 ◇狂犬病予防対策の推進 ◇墓地等の整備・充実 ◇環境汚染の未然防止対策の充実

(7) 社会保険制度の充実

【基本方針】

- 国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。
- 国民年金の未加入者や未納者をなくし、市民の年金受給権の確保に努めます。
- 介護保険事業の健全な運営に努めます。
- 利用者保護の立場に立った利用しやすいサービス体制を整備します。
- 高齢者が介護の必要な状態にならないための予防施策を充実します。

《東郷町域の重点》

- 新たに居宅サービス利用者負担の補助を実施し、利用促進を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
国民健康保険の充実	◇保健事業の推進 ◇医療費の適正化 ◇国民健康保険制度の啓発
国民年金の充実	◇相談体制の充実と広報活動の推進
介護保険の充実	◇「介護保険事業計画」の策定と推進 ◇公平公正な要介護等認定の実施 ◇サービスの質の向上と量の確保 ◇ 居宅サービス利用者負担の補助 ◇サービス提供事業者との意見交換や研修の場の確保 ◇苦情相談処理体制の確立 ◇広報・啓発活動の推進 ◇介護予防施策の充実

(8) 消防・防災体制の推進

【基本方針】

- 防災機関の役割や活動内容などの方針を定めた「日向市地域防災計画」の見直しを行います。
- 「日向市地域防災計画」に基づき、複雑多様化する各種災害に対して、迅速に対応できる消防体制と東九州自動車道をはじめとする高速交通網の整備計画に合わせた拠点施設整備を検討するなど、常備消防・非常備消防を含めた消防力の整備強化を図ります。
- 治山・治水・砂防事業等の整備事業を推進し、災害危険箇所の把握、監視の強化、的確な市民への情報提供等を行います。
- 消防団の活性化を図るなど地域に密着した日常防災活動等を進めます。
- 自主防災組織の育成強化や結成率の向上を図り、地域と行政が一体となった災害に強いまちづくりを進めます。
- 大規模災害発生時には、県の防災救急ヘリコプターの有効活用を図り、災害の拡大防止に努めるとともに、県や関係機関との連携を深めます。
- 防災拠点施設としての機能を有する日向市役所庁舎の整備を行い、防災、復旧体制の強化を図ります。

《東郷町域の重点》

- 消防団の統合・再編を行うとともに、分遣所を設置するよう検討するなど消防・救急体制の充実強化に努めます。
- 耳川河川改修事業に伴い、県の事業との整合性を図りながら内水処理などについて必要な対策を講じます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
防災体制の強化	◇「地域防災計画」の見直し ◇防災予防対策の充実 ・防災意識の啓発、防災知識の普及及び防災訓練の実施 ・防災基盤の充実（防災無線整備等） ・災害拡大等の予防対策（危険箇所対策等） ・救援救護活動体制の整備 ・オフトーク通信（※1）施設の保全 ◇防災応急対策の充実 ・災害発生時の組織及び救援救護体制整備 ・情報収集及び情報伝達体制の整備 ・災害時要援護者に配慮した応急対策 ◇災害復旧対策の充実 ・災害復旧事業計画の見直し ・被災者及び被災施設の復興支援 ◇防災拠点施設の整備 ・庁舎整備 ◇自主防災組織の育成強化 ◇防災救急ヘリコプターの有効活用
消防体制の充実	◇「消防計画」の見直し ◇常備消防の充実 ◇非常備消防の充実
救急・救助体制の充実	◇救急体制の強化 ◇救助体制の強化 ◇水難事故防止対策の推進 ◇防災救急ヘリコプターの有効活用
水防体制の充実	◇「水防計画」の見直し ◇水防施設等の整備及び水防訓練の実施

治山・治水・砂防・海岸保全事業等の充実	◇治山・治水・砂防対策 ◇急傾斜地崩壊対策 ◇地すべり対策 ◇河川対策（河川改修事業等） ◇海岸保全対策
---------------------	--

※１ オフトーク通信

東郷町役場からN T T西日本の電話回線を利用して各世帯に行政情報、防災情報などの各種情報を提供している、一般に有線放送といわれているサービス。

(9) 交通安全・防犯対策の推進

【基本方針】

- 交通安全対策協議会を中心に、警察、交通指導員、交通安全協会等各種団体と連携して、交通安全教育や広報活動を推進するほか、道路交通環境の整備充実に努めます。
- 交通安全施策の方向を定めた「交通安全計画」を策定し、市民総ぐるみの交通安全運動を進めます。
- 青少年の健全育成や防犯環境の整備及び風俗環境の浄化を図り、関係機関・団体と共に、市民と一体となった地域安全活動を進めます。
- 住民による自主的な防犯活動の支援など条例に基づき安全で安心なまちづくりを推進します。

《東郷町域の重点》

- 防犯灯・街路灯の設置への補助を行うなど、関係機関と協力して、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
交通安全対策の推進	◇「交通安全計画」の策定 ◇交通安全運動の推進（啓発活動による意識の高揚） ◇交通安全施設の整備
防犯対策の推進	◇地域安全活動の推進・支援 ◇防犯環境の整備 ・防犯灯・街路灯の整備 ・防犯灯・街路灯の設置補助

2 自然環境と共生する快適なまちづくり

(1) ごみ処理対策の推進

【基本方針】

- 市民及び事業者と協力してごみの減量化や分別、リサイクルを推進し、ごみ処理の有料化を含めた検討を行います。
- 収集・運搬、中間処理、最終処分に至る一貫したごみ処理の適正なシステム整備を進めます。
- 生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。
- ごみ処理の広域化については、「ごみ処理広域化日向・入郷ブロック協議会」等において協議し、関係機関、団体等との連携を図りながら事業を推進します。

《東郷町域の重点》

- 埋立を停止している最終処分場の適正管理に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
ごみ処理対策の適正化	◇ごみ処理計画の策定 ◇ごみ処理の広域化 ◇ごみ分別・減量化・再利用・リサイクル等の啓発・推進 ◇ごみ収集体制の整備 ◇ごみ処理施設の整備・充実 ◇不法投棄防止対策

(2) 生活排水対策の推進

【基本方針】

- 「生活排水総合基本計画」の策定を行います。
- 公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の普及拡大を進め、衛生的で快適な生活環境の確保を図ります。

《東郷町域の重点》

- 農業集落排水事業への接続及び合併処理浄化槽の普及拡大を積極的に行ない、その維持管理指導に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
下水道等の普及拡大	◇公共下水道事業の推進 ◇農業集落排水事業の推進 ◇都市下水路の整備
下水道等の管理	◇管路施設の適正管理 ◇浄化センターの整備・管理 ◇水洗化の促進
汚水・生活排水対策の充実	◇合併処理浄化槽の普及と適正管理の促進 ◇農業集落排水施設の適正な維持管理
し尿・汚泥処理の適正化	◇し尿・汚泥処理の効率化

(3) 環境保全の推進

【基本方針】

- 環境基本条例に基づき、環境への負荷を軽減する持続可能な循環型社会を形成し、自然環境を守り、快適なまちづくりを推進します。
- 環境への配慮を組み込んだ施策を推進し、環境問題への関心と意識の向上・啓発に努めます。
- 公害に対する調査・監視・行政指導の強化など効果的な対策を推進し、環境の浄化と保全に努めます。

《東郷町域の重点》

- 自然環境の保全と公害対策を積極的に推進します。

【施策の概要】

施策名	主要事業
環境保全の推進	◇環境基本計画の整備・推進 ◇緑化運動の推進 ◇水質保全の推進 ◇啓発活動の推進 ◇自然保護の推進 ◇環境ボランティアの育成 ◇ISO14001(※1)の認証取得
公害防止対策の充実	◇公害監視体制の強化 ◇公害の未然防止対策の充実
資源・エネルギー対策の推進	◇地球温暖化防止対策の推進 ◇省エネルギーの推進 ◇新エネルギーの利用促進 ◇資源の有効活用

※1 ISO14001

ISO（国際標準化機構）で制定した環境マネジメントに関する国際規格群の中核をなす規格。審査登録機関により、その組織がISO14001の規格を満たすシステムを構築していると認められた時は、ISO14001の認証を取得することができる。

(4) 水道の整備

【基本方針】

- 未普及地域の解消に努めます。
- 自然災害・渇水に強い施設の整備、経営体制の強化等により、供給環境の向上を図ります。
- 水道水源の確保をはじめ環境保全や河川等の水質汚濁防止、浄水場での浄水機能を高めることにより、水質保全に努め、安心安全で良質の水の供給に努めます。
- 公営企業として料金収入を基にした独立採算制で運営されている水道事業は、経営の合理化を図り、効率的な運営や適正な料金設定等により健全経営に努めます。

《東郷町域の重点》

- 施設の更新及び統合整備等を計画的に行ない、安全でおいしい水の安定供給に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
給水環境の充実	◇施設・設備の充実 ◇災害時体制の強化 ◇水資源の確保 ◇水質保全 ◇経営の効率化 ◇未普及地域の解消 ◇民営簡易水道の公営化

(5) 交通環境の整備

【基本方針】

- 東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線、国・県道の整備について関係機関となお一層の協力体制の確立に努め、早期整備の促進を図ります。
- 鉄道、バス、カーフェリー等公共交通機関の整備と利用促進を図ります。
- 幹線道路として、主要地方道、一般県道、都市計画道路等の整備を促進します。
- JR 鉄道駅、主な公共施設、商業施設、病院等の住民生活に密接な施設を循環するルートを設定し、誰もが気軽に利用できるコミュニティバスの運行を促進するなど、地域住民の交通手段の確保に努めます。

《東郷町域の重点》

- 関係機関となお一層の協力体制の確立に努め、東九州自動車道へ連絡する国・県道の整備を促進します。
- 幹線道路網の整備を進め、農林業等の振興を図ります。
- 老朽化が進んでいる橋梁の整備に努め、交通の安全を確保します。

【施策の概要】

施策名	主要事業
道路の整備	◇幹線道路の整備 ◇生活道路の整備 ◇広域農道の整備 ◇バリアフリーの道づくり
広域交通の整備	◇東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の建設促進 ◇国、県道の整備促進
公共交通機関	◇コミュニティバスの運行 ◇鉄道、バス、カーフェリーの活用促進

(6) 情報化の推進

【基本方針】

- 住民サービスの一環として宮崎情報ハイウェイ 21 や公式ホームページ、CATV（※1）等を活用し、必要な時にどこでも情報が入手できる環境整備を図ることなどにより、情報サービス機能を強化し、地域の高度情報化を促進します。
- 電子自治体の構築やその実現のための高度情報化システムの整備促進と情報化拠点整備を図るとともに情報化を進めるため、職員の情報活用能力の開発を推進します。
- 情報化推進計画の策定と情報基盤（庁内LAN（※2）、LGWAN（※3）等）の充実を図ります。
- 市民の誰もが情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に受けられるように、情報関連教育の推進を図り、市民の情報活用能力の向上に努めます。
- 個人情報の保護や情報セキュリティ（※4）の確保に努めます。

《東郷町域の重点》

- 延岡・日向テレトピア計画におけるケーブルテレビの普及拡大に努めます。

※1 CATV

有線テレビ施設（ケーブルテレビ）。多チャンネルの番組サービスをはじめ、インターネットなどのサービスに利用されている。

※2 庁内LAN

地方公共団体の組織内コンピューターネットワーク。

※3 LGWAN

地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク。

※4 情報セキュリティ

コンピューターを利用する上での安全性。コンピューターへの不正アクセスやデータの改ざんなどの問題を扱う分野。

【施策の概要】

施策名	主要事業
情報化計画の策定と情報基盤の整備	◇情報化推進計画の策定 ◇電子自治体構築等高度情報化サービスが提供できる環境の整備
地域情報化の推進	◇情報発信の促進・充実 ◇延岡・日向圏域テレトピア計画の推進
情報活用環境の整備	◇情報通信環境の充実とシステム開発・整備 ◇情報関連教育の推進 ◇個人情報の保護と情報セキュリティの確保

(7) 都市計画事業の推進

① 土地区画整理事業の推進

【基本方針】

- 現在施工中の地区について早期完成を目指します。
- 未整備地区については、地域の実態等を勘案しながら、魅力あるまちづくりの推進に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
土地区画整理事業の推進	◇事業の早期完成 ◇事業の推進

② 下水道事業の推進

【基本方針】

- 公共下水道や都市下水路の整備事業を推進します。
- 経年劣化による施設の更新改築を図ります。
- 水質保全に対する排水処理の住民意識の啓発を図ります。
- 融資斡旋制度の活用を促し、水洗化の向上に努めます。
- 管路内の点検と清掃を計画的に行い、不明水の対策や悪臭、害虫の発生防止に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
下水道の整備	◇公共下水道事業の推進 ◇都市下水路の整備 ◇水洗化の向上 ◇下水道の維持管理

③ 住環境の整備

【基本方針】

- 斜面地等に住宅が密集する地域を、住宅地、生活道路、コミュニティ住宅及び公園等の整った防災に強い快適で良好な住環境の整備を推進します。
- 住宅市街地総合整備事業（密集型）により整備が進められている地域では、早期の完成を目指します。
- 未整備地域については、地域住民の意向や実情に適応した住環境の整備を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
住環境の整備	◇事業の早期完成 ◇事業の推進

④中心市街地の活性化

【基本方針】

- 中心市街地活性化法等に基づく都市基盤整備と商業等の活性化を一体的かつ総合的に推進します。
- 中心市街地活性化に係る都市基盤、鉄道高架化、商業集積、生活文化交流機能の整備等については、関係機関との連携を強化し、公民協働による一体的なまちづくりの推進体制の拡充を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
中心市街地の活性化	◇都市基盤の整備 ◇鉄道高架化の推進 ◇商業活性化への支援 ◇生活文化交流機能の強化 ◇都市景観の形成 ◇バリアフリー化の推進

⑤河川・海岸の整備

【基本方針】

- 台風や集中豪雨による災害が予想される河川の改修等を進め、うるおいと安らぎのある水辺空間の形成を目指します。
- 河川の水質浄化について、関係自治体、関係機関等と密接な連携を諮りながら広域的な水質汚濁防止に努めます。
- 大部分を日豊海岸国定公園に指定されている海岸は、波浪による浸食が著しいことから、自然環境に配慮した整備を促進します。

《東郷町域の重点》

- 現在実施している河川改修事業の早期完成に向け、取り組みます。
- 土砂の堆積等により災害発生の可能性が高い河川については、河床整理を行ない安全確保に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
河川・海岸の整備	◇河川の改修 ◇海岸の整備 ◇水質汚染対策の推進

(8) 住宅の整備

【基本方針】

- 公営住宅については、新規住宅建設及び老朽化・狭小化した既存住宅の建替えや住戸改善等を推進し、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と居住水準の向上に努めます。
- 多様化する住民ニーズに対応し、バリアフリー住宅の整備を図ります。
- 周辺地域との調和を図りながら、世代間の交流ができる魅力あふれる住宅の建設を進めます。
- 民間の住宅建設について、良質で高齢化社会に対応した住宅となるよう適切な指導を行います。
- 違反建築物に対する指導の強化を図ります。
- 住環境整備の一環として狭隘道路の拡幅整備を進め、住みよいまちづくりを目指します。

《東郷町域の重点》

- 新規住宅の建設を進めます。
- 地域の実情に応じた公的賃貸住宅の整備等に関する計画に基づき、住宅の改善や建替えを進めます。
- 地域定住型の住宅を活用して定住促進を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
公営住宅の整備	◇良質な住宅の供給 ◇住宅の適正管理
民間住宅対策	◇建築指導の強化 ◇過疎対策としての住宅建設促進
住環境の整備	◇道路拡幅の推進

(9) 公園・緑地の整備

【基本方針】

- 「景観及び緑の基本計画」を策定し、公園・緑地の計画的整備及び自然公園・緑地の保全に努め、自然環境と調和した景観の形成と、自然とふれあう空間の創出を図ります。
- 住民と一体となった全市公園緑化運動を推進するため、啓発活動の展開を図ります。
- 公園利用者が、安全で快適に使用できるよう、適切かつ効率的な維持管理に努めます。

《東郷町域の重点》

- 自然とふれあう空間の創出に向けて公園・緑地の計画的整備及び自然公園の保全に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
公園・緑地の整備	◇都市公園の整備 ◇森林公園の整備 ◇自然公園・緑地の保全
緑化事業の推進	◇啓発活動の展開
公園の管理	◇効率的維持管理の実施

3 地域の特性を活かした産業振興のまちづくり

(1) 農業の振興

【基本方針】

- 農業農村整備事業の各種制度事業を推進し、農業経営の安定及び優良農地の確保、未利用地の解消を図ります。
- 環境保全型農業を推進し、農産物の販売促進に努めます。
- 農業集落形態の多様化に対応するため、関係機関と連携しながら、地域営農システムの構築を図ります。
- バイオテクノロジー等先進的技術及び高度情報化システムの導入支援を推進し、技術の高度化と高度情報化を図ります。
- 農地の利用集積などの支援対策を推進し、経営規模拡大等、計画的・高度利用体制の確立を図ります。
- 経営管理能力向上のための研修・研究会を開催し、資質の高い、認定農業者等の意欲ある担い手の育成に努めます。
- 沿海部から中山間地域までの幅広い地域の特性を活かした農畜産物の生産、販売体制の整備を関係機関と連携して進め、新鮮かつ安全で安定した需用供給体制の整備を進めます。
- 高収益作物の導入や農畜産物のブランド化に向けた取り組みを推進します。
- 農畜産物の「地産地消」に向けた取り組みを推進します。
- 家畜防疫体制の整備、家畜糞尿の適正処理、農業集落排水事業を推進し、農村地域の生活環境改善を図ります。
- 伝統的な地域コミュニティの育成に努め、活力と潤いのある農村地域の形成を図ります。
- 農村の多面的な機能、高齢者の豊富な生活知識、美しい景観等を活かして、グリーンツーリズム（※1）の推進等による都市部との積極的な交流を推進します。

《東郷町域の重点》

- 中山間地の地域特性を活かした農畜産物の生産体制の整備や農作業の受委託を推進し、農地の有効活用を促進します。

※1 グリーンツーリズム

都市住民が、緑豊かな農山村地域において、自然、文化、人々との交流、農林業の体験などを楽しむ滞在型余暇活動。

【施策の概要】

施策名	主要事業
農業生産基盤強化	◇農業農村整備事業の推進
農業経営基盤強化	◇集落営農システムの構築 ◇認定農業者等の意欲ある担い手(後継者)の育成 ◇制度融資に対する支援 ◇農作業受委託の推進（農業機械銀行の育成）
高生産・高収益農業の確立	◇需要供給体制の整備 ◇ブランド商品の確立
農村生活環境整備	◇農業集落排水事業の推進 ◇中山間地域の生活環境整備

その他の農業施策	◇先進的技術の導入 ◇高度情報化システムの導入 ◇環境保全型農業の推進 ◇家畜防疫体制の確立 ◇グリーンツーリズムの推進 ◇木造による花き園芸事業の推進
----------	--

(2) 林業の振興

【基本方針】

- 林道・作業路の開設・改良を計画的に実施し、生産コストの低減を図ります。
- 森林施業の共同化、林業後継者の育成、流通加工体制の整備、林業機械の整備などを関係機関と連携しながら計画的に推進し、地域産材の需要拡大を図ります。
- 林業技能研修などを通じて優秀な林業技術者の養成を図り、持続可能な森林経営の確立に努めます。
- 除間伐や造林・保育事業を推進し、生産基盤の整備を図ります。
- 椎茸や木炭など特用林産物の品質改善、コストの低減等に向けた生産支援を促進し、生産振興を図ります。
- 治山事業や保安林整備事業等を計画的に実施するとともに耳川流域で推進されている国土保全奨励制度の具現化に努め、森林の持つ公益的機能の充実を図ります。

《東郷町域の重点》

- 治山事業や保安林整備事業等の積極的な導入により、森林の持つ公益的機能の充実を図ります。
- 林道網の整備、担い手の確保に努め、持続的な森林経営や森林の適正な維持管理を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
生産基盤の整備	◇林道・作業路の整備 ◇除間伐、造林・保育事業の推進 ◇特用林産物の生産支援
林業経営の改善	◇森林施業の共同化 ◇林業後継者の育成 ◇流通加工体制の整備 ◇林業機械の整備 ◇地域産材の利用促進 ◇制度融資に対する支援
公益的機能の充実	◇治山事業の推進 ◇保安林整備事業の推進 ◇国土保全奨励制度の推進
その他の林業施策	◇林業技能研修の実施

(3) 水産業の振興

①海面漁業

【基本方針】

- 漁業者による自主的な資源管理と適正な漁獲を行う計画的な営漁の促進を図り、つくり育て、管理する漁業を推進します。
- 漁業技術の近代化、高度情報化に対応できる漁業経営の確立に向けた各種支援を推進し、漁業経営基盤の充実強化を図ります。
- 人工魚礁・築いその投入事業を推進し、新たな漁場の造成、水産資源の確保を図ります。
- 稚貝、稚魚放流を行い、資源の維持培養を図ります。
- 宣伝の強化、流通体制の整備を進め、水産加工業の振興を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
つくり育て、管理する漁業の推進	◇人工魚礁等の設置 ◇稚貝・稚魚の放流事業の実施
経営基盤の強化・充実	◇漁業近代化事業の推進 ◇水産加工品の販路拡大 ◇制度融資に対する支援

②内水面漁業

【基本方針】

- 漁場環境整備を各漁業協同組合と連携しながら推進し、自然環境保護を図ります。
- 魚の乱獲規制及び稚貝・稚魚の放流を各漁業協同組合と連携して実施し、資源の保護・増殖を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
内水面漁業の推進	◇漁場環境整備事業の実施 ◇稚貝稚魚放流事業の実施

(4) 商業・サービス業の振興

【基本方針】

- 日向市駅周辺の中心商店街においては、商工会議所、商店会等と連携を図りながら、土地区画整理事業と鉄道高架事業に併せた基盤整備と魅力ある商業集積づくりを進めます。
- 周辺商業地については、地場産品等を積極的にPR・利活用し、「地産地消」も推進しながら、大型店にない魅力をもった商店街づくりに努めます。
- 中小業者の経営安定や活性化を図るため、融資制度の充実に努めます。
- 情報関連産業、介護・福祉関連サービス産業等の業種や個人のライフスタイルの多様化に対応した新しい形態のサービス業の創出・育成を図ります。

《東郷町域の重点》

- 商工会との連携による、地域に根ざした商店経営の維持育成に努めます。
- 地域特性を活かした商品開発や観光と農林業が連携した地場産業の振興に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
中心商店街の振興	◇中心商店街の基盤整備 ◇商業の集積
周辺商業地の振興	◇周辺商業地の整備・充実
中小企業の振興	◇中小企業への融資制度の充実
まちなか再生	◇鉄道高架事業の推進 ◇土地区画整理事業の推進 ◇まちなか再生事業の実施
地域産業の振興	◇地域の特性を生かした商品開発等の推進 ◇観光と農林業が連携した地場産業の整備

(5) 工業の振興

【基本方針】

- 重要港湾細島港の細島工業団地の利便性や機能の増進に努めるとともに国際物流特区等を十分活用しながら、雇用効果の高い業種を中心に企業誘致を積極的に進め、未利用地の活用を図ります。
- 技術革新等の変化に的確、かつ柔軟に対応できる人材の養成及び技術力向上のための施設の充実等を促進するなどの支援を行います。
- 企業の新たな研究開発や新分野、新規事業への進出を促すため、県等関係機関との連携を強化しながら、支援事業者等との情報交換に努め、技術水準の向上と経営基盤の強化に努めます。
- 設備の近代化、高度化を進め、生産性の向上や働きやすい職場環境づくりが推進できるよう支援を行います。
- 東九州自動車道及び九州横断自動車道延岡線の交通網の整備に伴い、関係機関となお一層の協力体制の確立に努め、立地条件に見合った企業誘致の推進を図ります。

《東郷町域の重点》

- 未利用工業団地の整備を進め、地域特性を活かした用地の有効活用を図ります。
- 耳川流域木材加工団地においては、木材関連企業の誘致や異業種連携などを推進し、国産材供給拠点づくりに努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
地場企業の振興	◇融資制度の斡旋、導入 ◇施設の近代化・高度化の推進 ◇小規模事業者の組織化 ◇技能労働者の技術の向上、人材の養成
優良企業の誘致	◇工業団地等への企業誘致促進 ◇工業団地の整備
細島臨海工業地帯への企業誘致による経済振興	◇企業立地セミナーの開催 ◇企業誘致のための構造改革特区、地域再生計画の策定 ◇誘致企業に対する新たな優遇措置の導入

(6) 港湾の整備

【基本方針】

- 重要港湾である細島港の機能を高めるため、その整備促進を国県に強く働きかけるとともに、港湾関係機関と連携を強化しながら、各業界に対し積極的なポートセールス（※1）を展開していきます。

※1 ポートセールス

航路誘致を目的とした港湾管理者による荷主、船会社等港湾利用者の開拓、そのための広報、宣伝等企業経営的視点に立った活動全般のこと。

【施策の概要】

施策名	主要事業
重要港湾の整備	◇港湾施設の整備、充実 ◇関係機関との連携強化 ◇ポートセールスの展開
地方港湾の整備	◇港湾施設の整備、充実

(7) 観光・リゾートの振興

【基本方針】

- 既存の観光資源の活用、レクリエーション資源の整備・開発を進めます。
- 広域的な観光施設等のネットワーク化を推進し、周辺地域を含めた新たな観光ルートの開発を図ります。
- 豊富な農林水産物など地域資源を活かした土産品などの開発を推進し、体験・学習型の観光地づくりを進めます。
- 宿泊施設などの施設整備及びサービスの向上、観光地の美化、統一されたサインシステムの導入等により快適な観光地づくりを進めます。
- イベントの開催や情報発信により、観光客の誘致、地域の活性化を図ります。

《東郷町域の重点》

- 牧水公園を中心に豊かな自然や歴史文化にふれられるやすらぎと潤いのある観光地づくりを進めます。
- 地域情報の受発信拠点として道の駅とうごうの積極的な活用に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
観光資源の整備	◇観光・レクリエーション資源の整備、開発 ◇観光資源のネットワーク化・（広域）観光ルートの設定
観光客の誘致	◇観光情報の発信 ・観光協会の充実 ・インターネットの活用による情報発信 ◇観光イベントの開催
快適な観光地づくり	◇宿泊施設の整備、充実 ◇サインシステムの導入 ◇特産品の開発 ◇体験・学習型の観光推進

4 豊かな心と地域文化を育むまちづくり

(1) 生涯学習の推進

【基本方針】

- 生涯学習を支援する拠点施設の整備活用を図ります。
- 市民が主体的に多様な生涯学習活動に取り組めるよう、総合的な支援体制を構築します。
- 関係機関と緊密な連携を図りながら生涯学習を推進するための体制を確立します。
- 社会教育団体等と連携を図り、その活動を支援していきます。
- 地域活動を支える様々な学習機会等の提供や啓発活動の推進、相談体制の充実を図ります。
- 家庭、学校、地域社会が連携・融合しながら青少年の発達段階に応じたさまざまな学習の機会を提供します。
- 青少年の問題行動防止対策に取り組み、青少年の健全育成を目指します。
- 基本的人権の尊重を基調とする研修会や講座を開設し、人権・同和問題に関する学習機会を提供します。

《東郷町域の重点》

- コミュニティ活動や生涯学習の拠点として、中央公民館、総合文化センター等の活用を図ります。
- 公民館単位の活動の充実と、地域に根ざした多様な活動の機会を提供するなど生涯学習の推進に努めます。
- 家庭教育学級、高齢者学級、女性学級などの住民の身近な場における学習機会の提供に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
生涯学習環境の整備	◇図書館・公民館・コミュニティセンター等の整備充実 ◇IT 関連設備の充実 ◇生涯学習プログラムの策定 ◇放送大学宮崎学習センターの充実
生涯学習体制の確立	◇地域コミュニティ活動の支援 ◇ブックスタート運動の推進 ◇公民館活動の推進 ◇社会教育団体、ボランティア団体、民間非営利組織（NPO）等との連携 ◇生涯学習講座・事業の充実 ◇自主学級の推進 ◇指導者、相談体制の充実 ◇情報・資料の提供と啓発 ◇関係機関との連携
青少年の健全育成	◇地域学習、体験学習の充実 ◇学社融合の推進 ◇青少年の問題行動防止対策
人権・同和教育の推進	◇学習機会の提供 ◇集会所事業の推進

(2) 学校教育の充実

【基本方針】

- 幼児教育の内容を充実し、必要な教育環境の整備を図るなど幼児教育の充実に努めます。
- 安全で快適な教育環境の整備充実を図ります。
- 教職員研修の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。
- 「生きる力」を育む教育を基本としながら、教育内容の質的充実を図ります。
- 高度情報化時代に対応した情報教育を進めます。
- 複雑・多様化する児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などに対応する相談・指導体制を確立し、生徒指導の充実を図ります。
- 児童生徒の健康づくり、体力づくりを推進し、学校保健・学校体育の充実を図ります。
- 安全衛生管理を徹底し、安全かつ衛生的な学校給食を提供します。
- 学校給食調理施設・設備の充実を図ります。
- 児童生徒が主体的、意欲的に人権についての学習をする機会の確保を図り、学校・家庭・地域社会が一体となった人権・同和教育を推進します。
- 障害のある児童生徒に対して教育内容及び施設設備の充実を図ります。
- 特色ある学校づくりなど高等学校教育の充実を支援します。
- 高等教育機関の誘致について調査検討を進めます。
- 奨学金制度の充実を図ります。

《東郷町域の重点》

- 若山牧水の短歌文学に触れる学習を継続するなど、特色ある教育の充実に努めます。
- 遠距離通学の助成を継続し、児童生徒の保護者負担の軽減を図ります。

【施策の概要】

施 策 名	主 要 事 業
幼児教育の充実	◇教育内容の充実 ◇教育環境の整備 ◇保護者負担の軽減
義務教育の充実	◇義務教育諸施設の整備充実 ◇教育機器材の充実 ◇教職員研修の充実 ◇特色ある教育課程の編成 ◇学習指導方法の改善充実 ◇教育的課題の研究体制の充実 ◇学社融合の推進 ◇特色ある教育活動の推進 ◇基礎学力の確実な定着 ◇きめ細やかな教育の推進 ◇小・中一貫連携教育の推進 ◇中・高連携の推進 ◇30人学級の推進 ◇情報教育の推進 ◇情報教育環境の整備 ◇生徒指導体制の充実 ◇教育相談体制の充実 ◇児童生徒の健全育成

	◇学校・児童生徒の安全対策 ◇学校保健の充実 ◇学校体育の充実 ◇学校給食内容の充実 ◇安全かつ衛生的な学校給食の推進 ◇学校給食調理施設・設備の充実 ◇人権・同和教育の推進 ◇障害のある児童生徒の教育の充実 ◇遠距離通学の助成
高等学校教育等の充実	◇高等学校教育の充実 ◇中・高連携の充実 ◇高等教育機関誘致の調査検討 ◇奨学金制度の充実

(3) 文化の振興

【基本方針】

- 芸術文化活動の拠点となる文化施設等の整備や芸術文化情報の提供を図ります。
- 住民が、優れた芸術・芸能に触れ鑑賞できる機会と日ごろの成果を発表する場を提供します。
- 基金等を充実し各種文化団体等の育成を図ります。
- 芸術・文化の進展に貢献した文化人の顕彰を行います。
- 文化財等の保存施設の整備や活用を図ります。
- 無形文化財の後継者の育成に努めます。
- 自然遺産、文化遺産の保存と活用に努めます。

《東郷町域の重点》

- 既存施設の整備活用を進めるとともに、文学交流事業や各種の顕彰事業の実施により、若山牧水をはじめ文化人の顕彰活動の推進に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
芸術・文化活動の推進	◇文化施設等の整備充実 ◇芸術・文化事業の推進 ◇芸術・文化情報の提供 ◇基金等の充実 ◇文化団体等の育成 ◇芸術・文化の普及 ◇若山牧水等文化人の顕彰 ◇芸術文化功労者の表彰
文化財の保護と活用	◇保存施設の活用と整備充実 ◇無形文化財の後継者の育成 ◇自然遺産・文化遺産の保存と活用

(4) スポーツ・レクリエーションの推進

【基本方針】

- スポーツの活動拠点としての施設整備を進めるとともに、既存の施設や学校などの有効利用を図ります。
- 各種スポーツ教室、スポーツ大会を開催するとともに指導者の資質向上に努めます。
- スポーツの種目や市民のニーズの多様化に対応し、あらゆる機会をとらえて情報の提供と啓発活動を行います。
- 生涯スポーツ社会実現のための総合型地域スポーツクラブ（※1）の創設を目指します。
- 体育協会をはじめ関係機関との連携を図りながら競技スポーツ団体の育成と競技力の向上を図ります。

《東郷町域の重点》

- 地域住民のニーズに応じたスポーツの振興に努めるとともに、スポーツを通じた交流の拠点として施設整備に努めます。

※1 総合型地域スポーツクラブ

地域住民が自主的に運営し、様々な年齢層の人がそれぞれの関心や興味に応じて色々なスポーツ活動に気軽に参加できる地域社会に根づいた組織。

【施策の概要】

施 策 名	主 要 事 業
スポーツ施設の整備・充実	◇スポーツ活動拠点施設の整備 ◇学校施設の開放
生涯スポーツの振興	◇スポーツ教室、スポーツ大会の開催 ◇スポーツ団体の育成 ◇指導者の育成 ◇情報提供と啓発活動 ◇総合型地域スポーツクラブの創設
競技スポーツの振興	◇競技団体の育成 ◇指導者の育成 ◇競技力の強化・向上

(5) 国際交流の推進

【基本方針】

- 学校教育や生涯教育を通して人材育成や交流の機会の拡大に努め、国際化時代に対応できる人づくりを進めます。
- 民間レベルでの文化・経済をはじめとしたさまざまな分野での国際交流を促進し、地域の特性やこれまでの交流を生かした国際感覚豊かなまちづくりを進めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
国際交流基盤づくりの推進	◇国際交流推進体制の確立 ・国際交流員の招聘 ・住民組織体制の確立 ◇国際感覚豊かな人材の育成 ◇外国人受け入れ体制の整備
国際交流活動の推進	◇民間主導の国際交流支援 ◇国際交流事業の推進 ・国際交流イベントの開催 ・外国語研修の実施

(6) 人権の尊重

【基本方針】

- 啓発推進組織を再編し、各種講座、講演会、その他の啓発活動等を通じて、人権意識の高揚に努めるとともに、人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど、講師の育成を図ります。
- 同和問題については、人権問題の重要な柱の一つととらえ、同和教育・啓発を積極的に推進し、市民が同和問題を正しく理解することにより、差別のない明るいまちづくりの実現に努めます。
- 学校・社会教育・企業等の場において、関係機関や団体と連携を図りながら人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、そのための人材育成など学習環境の整備を図ります。
- 学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努め、学習を充実させるための映画やビデオなど多様な啓発手法・情報提供を行います。

【施策の概要】

施策名	主要事業
同和行政の推進	◇生活環境改善事業の推進 ◇啓発活動、同和教育の推進
人権教育の推進	◇人権教育を推進するための条件整備 ◇あらゆる場を通じた人権教育の推進
人権侵害解消のための施策の推進	◇女性の人権確立 ◇子供の人権確立 ◇高齢者の人権確立 ◇障害のある人の人権確立 ◇外国人の人権確立 ◇H I V感染者等の人権確立 ◇その他さまざまな人権をめぐる問題の解消

(7) 男女共同参画社会づくりの推進

【基本方針】

- あらゆる分野に男女共同参画社会づくりの視点が反映される取り組みを強化し、体制の整備と活動の拠点となる施設整備を進めます。
- 日向市男女共同参画プランを必要に応じ見直しするとともに、条例等の整備を行います。
- 日向市男女共同参画プランを基にあらゆる分野において、男女が自らの生き方を主体的に選択し、ともに参加し創造する気運の醸成を図り、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

《東郷町域の重点》

- 男女共同参画プランに基づく施策を展開し、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを強化します。

【施策の概要】

施策名	主要事業
男女共同参画社会づくりの推進	◇意識改革による人づくり ・男女平等意識の啓発 ・DV（※1）の根絶 ◇職場・家庭・地域における環境づくりの推進 ・雇用促進と職場環境づくりの推進 ・女性の社会参画促進 ・拠点施設の整備充実 ・男女共同参画子供サミットの開催 ◇政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 ・審議会等への女性登用率の向上 ◇家庭生活における男女共同参画の推進

※1 DV

ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）家庭内暴力。
配偶者からの身体的、心理的暴力をさす（配偶者には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）。

第3章 計画推進に向けて

1 市民参画の促進

【基本方針】

- 広報・広聴活動や情報公開制度の充実等により開かれた行政の確立に努めます。
- 市民との懇談会の開催や市民による提言・提案制度など市民と行政との「協働」によるまちづくりを推進します。

《東郷町域の重点》

- 「地域自治区」を設置し、住民と行政との「協働」によるまちづくり及び新市の均衡ある発展並びにこの計画の着実な推進を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
情報公開制度の充実	◇情報公開制度の確立 ◇情報提供施策の充実
広報・公聴機能の充実	◇広報機能の充実 ・ 広報紙の充実 ・ ホームページの充実 ◇広聴機能の充実 ・ 行政モニター制度の充実 ・ 市民との行政懇談会の開催
市政への市民参画の促進	◇地域自治区の設置 ◇市民活動団体の育成及び組織・活動の充実 ・ 職員と市民のワークショップ実施 ・ 市民提案事業の施策への反映 ◇出前講座・まちづくり市民講座の実施 ◇校区を単位とした地域づくり

2 行財政の効果的・効率的運営

(1) 行政の効果的・効率的運営

【基本方針】

- 「行政改革大綱」を見直し、事務事業の評価や改善、民間委託等の検討、組織のスリム化、施設等の統合整備など、時代に対応した行政体制の整備を図ります。
- 福祉や教育、環境など市民生活に直結するサービス部門は、市民ニーズに応じ職員の重点配置や事業内容の充実など、きめ細かなサービスが持続できるよう努めます。
- 職員研修の充実などにより、地方分権時代にふさわしい人材の育成に努めます。
- 行政評価システムの活用や行政の情報化、事務事業のスクラップアンドビルド（※1）などにより、行政改革を進めます。
- 行政庁舎の配置については、日向市役所を本所とし、東郷町役場を支所として存続させ、総務・企画などの管理部門は本所に集約します。
- 東郷町の職員は、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき日向市の職員として引き継がれますが、類似団体や定員モデル数値を参考にしながら定員適正化計画と職員採用計画を策定し、適正な職員配置に努めます。

《東郷町域の重点》

- 総合的に事務を取り扱う支所を設置し、住民サービスの確保と時代に対応した行政体制の整備を図ります。

【施策の概要】

施策名	主要事業
行政改革の推進	◇「行政改革大綱」の策定 ◇「定員適正化計画」の策定 ◇「職員採用計画」の策定 ◇行政評価システムの整備 ◇機能的行政組織の確立 ◇適正な人事・給与管理 ◇事務・事業の外部委託の推進 ◇市民ニーズに即したサービスの向上 ◇職員研修・福利厚生制度の充実
行政の効率化	◇行政の情報化の推進 ・電子自治体の確立 ・基幹系システムの電子申請等高度情報化への対応 ・汎用電子決裁基盤及び認証基盤の構築 ・セキュリティ管理システムの高度一元化 ・電子文書にも対応できる文書管理システムの整備 ・汎用GIS（※2）の導入 ◇事務改善の推進 ・事務の簡素・合理化の推進 ・事務処理手順の標準化、マニュアル化 ・事務改善効果の測定 ◇総合的に事務を取り扱う支所の設置

※1 スクラップアンドビルド

不要な組織・事業や実情に合わない組織・事業を廃し、事務事業を効率よく推進していくための組織・事業を編成すること。

※2 GIS

地理情報システム。多様で膨大な地理的データ量を蓄積し、多角的な視点から速やかに統計処理

を行えるよう開発されたシステム。

(2) 財政の効果的・効率的運営

【基本方針】

- 歳入面では、課税客体の的確な把握と市債の抑制とともに、市税負担の公平適正化の推進と地方交付税などの所要額の確保に努め、安定した財源の確保及び計画的な事業の執行により健全財政運営を図ります。
- 歳出面では、常に費用対効果を念頭に、最少の経費で最大の効果を上げられるよう事務事業の見直しを行うなど、限られた財源の重点的予算配分と経費支出の効率化に徹し、中長期的視野に立った節度ある計画的な財政運営を行います。
- 「市町村の合併の特例に関する法律」に定める財政支援措置や国・県による支援補助金・支出金等については、対象事業を厳選し、その有効活用を図り、歳入・歳出全般について、財政の健全化と一層の効果的・効率的運営に努めます。

【施策の概要】

施策名	主要事業
自主財源の確保	◇課税客体の的確な把握 ◇公平適正課税 ◇収納率の向上 ◇使用料、負担金等の適正化
事務・事業の見直し	◇事業評価制度の推進 ◇補助金の見直し ◇経費節減 ◇コスト重視の予算編成の導入
計画的な財政運営	◇中・長期財政計画の策定 ◇財政の効率的運営

3 広域行政の推進

【基本方針】

- 近隣の市町村との連携により、日向東臼杵南部広域連合（※1）、宮崎県北部広域行政事務組合（※2）などの組織強化と効率的運営に努め、広域的な共同処理体制の整備を図ります。
- 住民サービスの向上のため、広域連合、広域行政事務組合や日向・東臼杵南部市町村振興協議会等において、連絡調整や協力体制の充実に努めるとともに、介護保険、広域観光、リサイクルプラザ建設等の新たな共通事業についても検討を行います。

※1 日向東臼杵南部広域連合

日向市・門川町・東郷町・南郷村・西郷村・北郷村・諸塚村・椎葉村で構成する特別地方公共団体

※2 宮崎県北部広域行政事務組合

日向市・門川町・東郷町・延岡市・北浦町・北方町・北川町・日之影町・高千穂町・五ヶ瀬町・南郷村・西郷村・北郷村・諸塚村・椎葉村で構成する特別地方公共団体

【施策の概要】

施策名	主要事業
広域行政の推進	◇広域連合による広域行政の推進 ◇広域市町村圏事務の推進 ◇地方拠点都市整備の推進

第4章 新市における県事業の推進

新市では、この合併を機に2市町が力を合わせて生み出される『新しい力』を活かして、住民との協働により、地域の特性を活かした特色あるまちづくりを進めます。

県は、新市との連携を図りながら、新しいまちの施策・事業を積極的に支援していきます。

【県の事業】

1 健やかで安心して暮らせるまちづくり

施策名	主要事業
消防・防災体制の推進	◇広域基幹河川改修事業（耳川） ◇水防災対策特定河川事業（耳川） ◇通常砂防事業（権現原谷川） ◇急傾斜地崩壊対策事業（西川内） ◇急傾斜地崩壊対策事業（梶木-2地区） ◇急傾斜地崩壊対策事業（中の別府）

2 自然環境と共生する快適なまちづくり

施策名	主要事業
ごみ処理対策の推進	◇ごみ処理広域化推進支援事業
交通環境の整備	◇地方バス路線等運行維持対策事業（日向市） ◇交通円滑化事業（一般国道327号 日向バイパス） ◇交通円滑化事業（一般国道327号 中野原拡幅） ◇地方道路交付金事業（平岩） ◇地方道路交付金事業（矢櫃） ◇地方道路交付金事業（中野原） ◇地方特定道路整備事業（日向市） ◇高速道関連道路・河川等緊急整備事業（幸脇） ◇高速道周辺特別対策事業（幸脇）
中心市街地の活性化	◇日向地区連続立体交差事業（日向市） ◇日向地区鉄道高架化支援事業（日向市）
住宅の整備	◇公共県営住宅建設事業（日向市）

3 地域の特性を活かした産業振興のまちづくり

施策名	主要事業
林業の振興	◇森林環境保全整備事業（水土保全林整備）（日向市富高） ◇森林居住環境整備事業（森林活用基盤整備）（長迫・小原線） ◇森林居住環境整備事業（森林活用基盤整備）（熊山線） ◇森林居住環境整備事業（森林活用基盤整備）（西林・神陰線） ◇農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業（楠森塚線）
港湾の整備	◇細島港港湾改修（重要）事業 ◇細島港港湾施設改良費統合補助事業 ◇平岩港港湾施設改良費統合補助事業

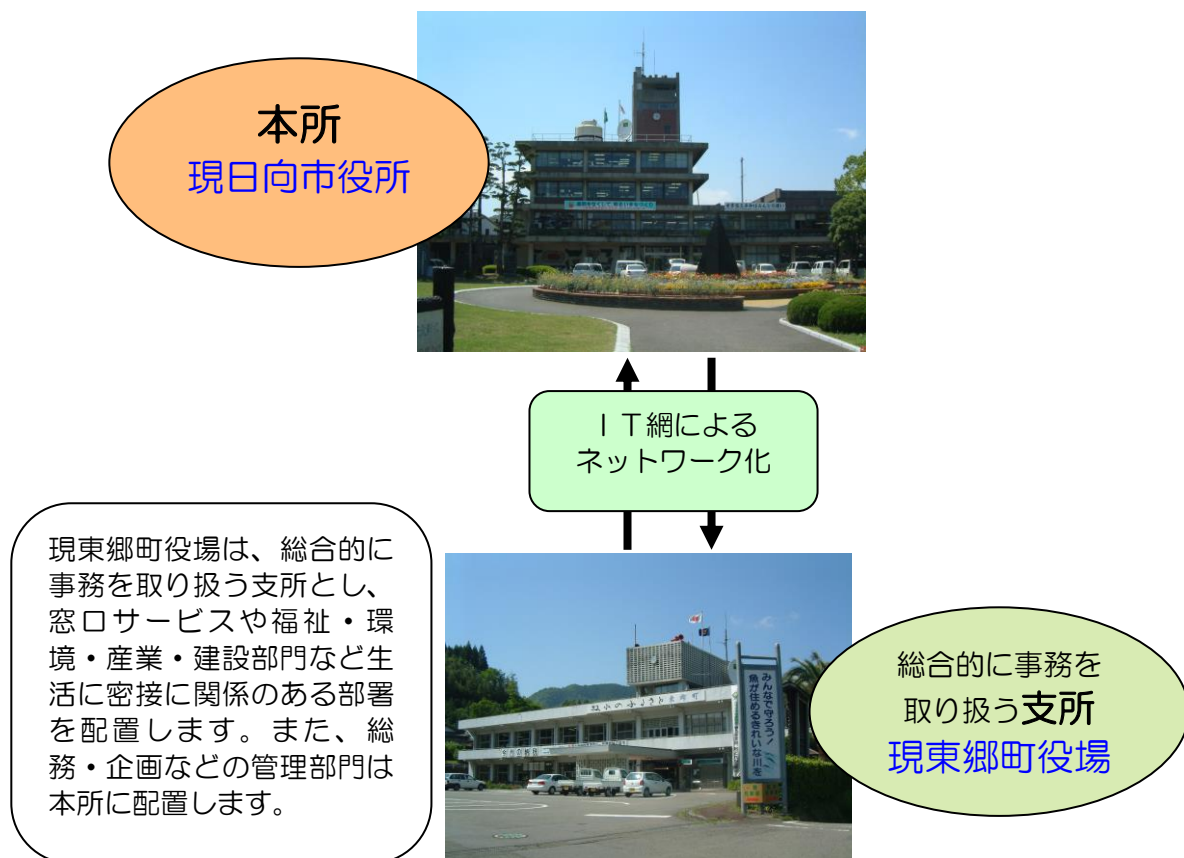
4 豊かな心と地域文化を育むまちづくり

施策名	主要事業
文化の振興	◇ふるさと再生運動促進事業（東郷町） ◇「匠の里づくり」支援事業（日向市）

第5章 公共施設の適正配置

- 公共施設の配置においては、住民生活に急激な変化や不便性をもたらすことのないよう、地域の実情やバランス、財政事情等を十分考慮しながら、統廃合や整備を進めます。
- 東郷町域においては、総合的に事務を取り扱う支所を設置し、各種住民サービスの低下を招かないようにします。
- 公共施設間の情報ネットワーク化を推進し、新市全域における公共施設の有効活用を図ります。
- スポーツ・レクリエーション施設や文化施設等については、サービス向上の観点等から、民間（NPO等）への外部委託を検討します。

庁舎の配置



第6章 財政計画

1 基本的考え方

財政計画は日向・東郷まちづくり計画を推進していく上での、財政運営の指針となるものです。

作成にあたっては、健全な財政運営を基本とし、合併に伴う財政支援や経費節減などの影響を反映させました。

2 期間

日向・東郷まちづくり計画の計画期間である平成 17 年度から平成 32 年度までとします。

3 推計方法

平成 24 年度の普通会計決算（見込）をベースとし、歳入、歳出ごとに主な費目について推計しました。また、推計時における地方財政制度の動向についても考慮しました。

主な費目の推計方法は次のとおりです。

○歳入

項目	推計方法
地方税	将来の人口増減も考慮し推計します。
地方交付税	合併算定替に係る特例期間 10 年経過後の減額措置を含めて推計します。
国庫・県支出金	歳出に応じて推計します。
地方債	将来の普通建設事業費に基づく発行予定額を推計します。

○歳出

項目	推計方法
人件費	合併による職員、特別職、議員の削減効果を見込みます。
扶助費	高齢化の進展等の社会情勢を踏まえて推計します。
公債費	一定の償還条件にもとづいて推計します。
物件費	過去の決算状況等により推計します。
普通建設事業費	類似団体を参考とし、人口 1 人当たり 60,000 円に将来人口を乗じた額を基準として推計します。
その他	合併市町村振興のための基金積立（上限まで）を加算します。

4 財政計画

○歳入

(単位: 百万円)

	歳入総額	地方税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
平成17年度	27,813	6,462	7,028	3,899	2,158	2,902	5,363
18年度	25,118	6,381	6,960	3,259	1,680	2,439	4,398
19年度	26,662	6,985	7,014	3,888	1,910	2,884	3,982
20年度	25,674	6,841	7,071	3,644	1,950	2,585	3,583
21年度	29,202	6,678	7,604	5,927	2,063	3,363	3,568
22年度	29,444	6,723	7,970	4,713	2,271	3,713	4,056
23年度	28,782	6,946	7,879	4,589	2,146	3,086	4,136
24年度	28,271	6,788	7,800	4,271	2,220	3,296	3,897
25年度	28,888	6,840	7,765	4,788	2,204	3,646	3,644
26年度	27,905	6,913	7,850	4,451	2,224	3,194	3,273
27年度	27,867	6,735	7,855	4,726	2,236	3,009	3,306
28年度	29,483	6,795	7,819	4,498	2,246	4,023	4,102
29年度	28,444	6,853	7,706	4,525	2,265	3,138	3,957
30年度	27,353	6,686	7,595	4,533	2,284	3,053	3,203
31年度	27,467	6,737	7,484	4,602	2,328	3,068	3,248
32年度	27,668	6,786	7,373	4,710	2,373	3,083	3,343

○歳出

(単位: 百万円)

	歳出総額	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	普通建設事業費	その他
平成17年度	27,421	5,142	4,699	3,462	2,996	167	1,701	5,223	4,031
18年度	24,724	5,033	4,746	3,593	2,325	149	1,366	4,217	3,295
19年度	26,334	5,235	4,970	3,698	2,352	141	1,538	4,550	3,849
20年度	25,096	4,834	5,180	3,634	2,293	145	1,502	3,758	3,749
21年度	28,174	4,945	5,521	3,746	2,571	148	2,409	5,237	3,595
22年度	28,388	4,978	6,546	3,850	2,817	144	1,532	4,484	4,036
23年度	27,864	4,819	6,708	4,056	2,934	132	1,478	3,637	4,101
24年度	27,281	4,622	6,685	4,131	2,982	143	1,403	3,593	3,723
25年度	28,888	4,500	6,787	3,996	3,012	158	1,403	5,451	3,582
26年度	27,905	4,608	6,890	3,732	3,042	158	1,403	4,572	3,500
27年度	27,867	4,689	6,996	3,732	3,072	158	1,403	4,372	3,445
28年度	29,483	4,689	7,104	3,884	3,103	158	1,403	5,672	3,472
29年度	28,444	4,689	7,213	3,878	3,134	158	1,403	4,472	3,498
30年度	27,353	4,689	7,325	3,817	3,165	158	1,403	3,272	3,525
31年度	27,467	4,689	7,438	3,958	3,197	158	1,403	3,072	3,552
32年度	27,668	4,689	7,554	3,984	3,229	158	1,403	3,072	3,580

注：四捨五入の関係で、総額と内訳合計とは一致しない場合があります。

注：歳入、歳出とも平成17年度から平成23年度は決算額の数値

付属資料

1 合併の背景

【地方分権の進展と行財政基盤の強化】

国から地方への権限委譲による地方分権が進む中、平成 12 年 4 月に「地方分権推進一括法」（※1）が施行されました。住民に最も身近な行政主体である市町村には住民の生活圏の拡大や住民ニーズの多様化・高度化に対応した質の高い行政サービスの充実と提供が求められています。

また、我が国全体の財政がその厳しさを増す中、少子高齢化の進行ともあいまって、地域の活力の衰退や財政基盤の脆弱化が懸念されています。

こうした状況の中、行政の規模拡大によるスケールメリット（※2）を活かした組織・体制の再構築が重要な課題としてあげられてきており、当地域においても、地方分権に対する適切な受け皿づくりとともに、財政基盤の強化による行政能力の向上が求められています。

※1 地方分権推進一括法

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称。

地方分権とは、国の権限や財源を地方自治体に委譲し、地域のことは地域自らが決定できるようにすることをいう。

※2 スケールメリット

基礎となる母体が大きいかほど有利に働く利点のこと。（例えば、財政上の節約や集中的な投資など）

【少子高齢化の進行】

65 歳以上人口は急速に増加しており、当地域でも平成 27 年には高齢化率は 27%を超えるものと推計されます（平成 12 年現在 19.3%）。高齢化の進行は、介護や福祉、あるいは医療等に関わる全般的な財政負担を増大させる要因となります。

一方、65 歳以上人口が増加していく中、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は対照的に減少していき、高齢者や地域を支える総体的な力が衰えていくことが懸念されています。

このように増大していく将来の不安要素を少しでも軽減させていくための対応の必要性が高まっています。

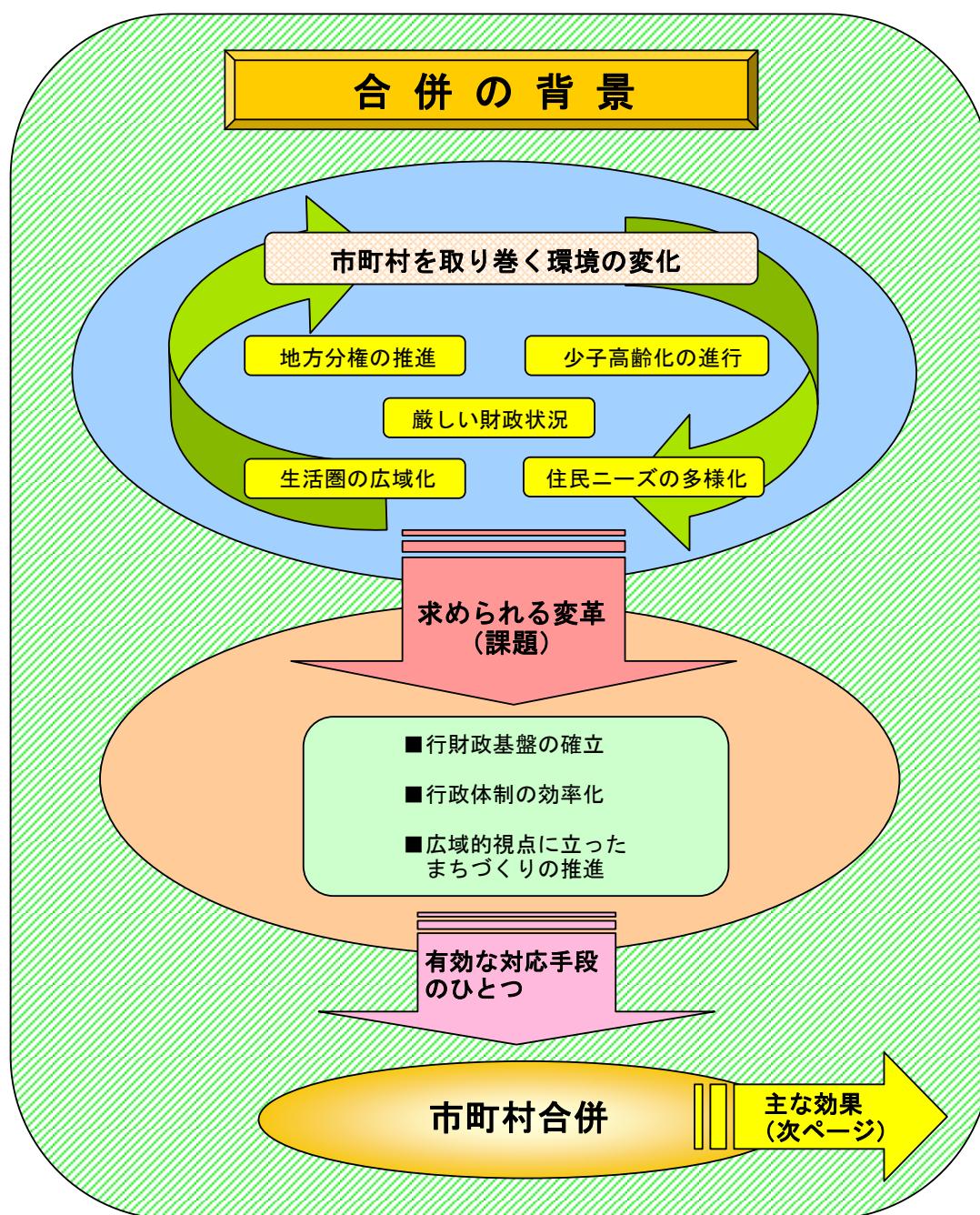
【生活圏の広域化】

近年の各種交通網の普及拡大により、住民の行動範囲が広域化するとともに、仕事や余暇活動にともなうライフスタイル（生活様式）の変化など、住民ニーズの多様化が進んできています。また、域内・域外における「交流」の拡大もみられます。

このような住民の生活圏の広域化・多様化に的確に対応するとともに、当地域に共通する課題に対応していくため、行政サービスの機能充実と効率化を図っていくことが必要となっています。

以上のような背景のもと、市町村合併をその有効な対応手段のひとつとして検討していくことが必要と考えられています。

なお、市町村合併の効果として、以下のような事項が挙げられています。



①住民の利便性の向上

- ・行政区域の拡大とともに窓口サービスが拡大し、利用する窓口の選択肢が広がる。
- ・生活の実態に即した小中学校区が設定可能となる。
- ・利用が制限されていた他の市町村の公共施設が利用しやすくなる。等

②サービスの高度化・多様化

- ・一般的に、市町村の規模が大きくなると、都市計画、国際化、情報化等の専任の組織・職員を置くことができ、個性ある施策の展開が可能となる。
- ・行財政基盤の強化による行政サービスの充実や安定が図られる。等

③重点的な投資による基盤整備の推進

- ・重点的な投資が可能となり、地域の中核となる施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能となる。

④広域的視野に立ったまちづくりと施策展開

- ・道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニング（※1）など、まちづくりをより効果的に実施することができる。

⑤行財政の効率化

- ・総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。等

⑥地域のイメージアップと総合的な活力の強化

- ・より大きな市の誕生が、地域の存在感や地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。等

※1 ゾーニング

（都市計画等による）目的別地域区分のこと。

2 位置・地勢

日向市、東郷町の1市1町で構成される当地域は、宮崎県の北東部に位置し、西は西郷村・南郷村、北は門川町・北郷村、南は都農町・木城町に接しています。

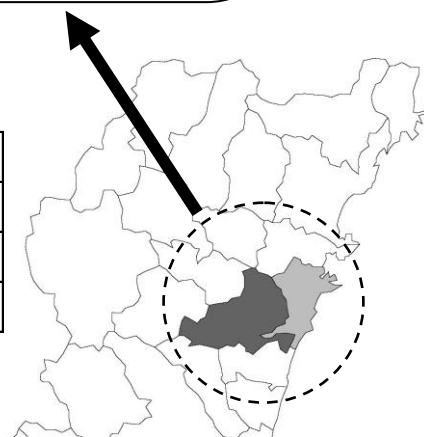
また、南に尾鈴山系、東を日向灘に面し、西部には小丸川が流れ、中央部には耳川が東西に貫流しています。

◆日向市・東郷町の位置



	総面積(km ²)	林野面積(km ²)	宅地面積(km ²)
日向市	117.6	70.8	11.1
東郷町	218.7	191.2	1.4
地域計	336.3	262.0	12.5

資料:「統計からみた宮崎県のすがた」(2004年3月)



3 1市1町の変遷

これまでの変遷をみると、町村制施行以後に合併を行っているのは日向市のみとなっています。

◆1市1町の変遷

町村制施行前旧町村	明治22年 (町村制施行)	変 遷	現 在
日知屋村 塩見村 財光寺村 富高村 細島町 平岩村 幸脇村 美々津町 高松村	富高村 細島町 岩脇村 美々津村	大正10年 富高町 昭和12年 富島町 昭和26年 日向市 昭和30年 日向市 明治31年 美々津町 昭和44年 東郷町	日向市 東郷町

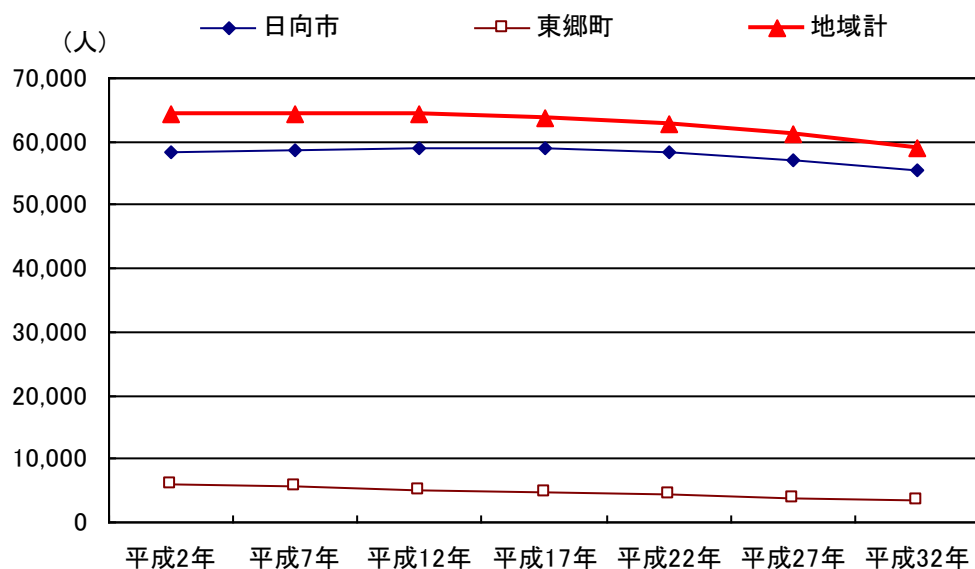
4 人口等

①人口

地域全体でみると、平成2年から平成12年の10年間では大きな変動はなく、比較的安定した推移をみせています。市町別にみると、日向市が概ね横ばい、東郷町が減少傾向となっています。

今後、地域全体では平成32年に平成12年比8%減の約59,000人になると推計されます。これを市町別にみると、東郷町の減少率が約33%と極めて高い率を示している一方、日向市は約6%の減少率となっています。

◆人口の推移と推計



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
日向市	58,442	58,802	58,996	58,891	58,317	57,178	55,579
東郷町	5,989	5,539	5,190	4,812	4,381	3,938	3,500
地域計	64,431	64,341	64,186	63,703	62,698	61,116	59,079

資料：平成12年までは「国勢調査」

(注) 平成17年以降は(財)日本統計協会「市町村の将来人口」のコーホート変化率法

(※1)による推計値

※1 コーホート変化率法

人口を推計する手法の一つで、過去のある2時点間における各年齢階層ごとの人口の変化率をもとに将来の人口を推計する方法。「コーホート」とは同期間に出生した集団を意味する。

②世帯数

地域全体の世帯数をみると、平成2年から平成12年までの10年間で約11%の増加を示しています。市町別では、日向市が約12%増、東郷町が約1%減となっています。

◆世帯数の推移と推計

	(世帯)						
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
日向市	19,242	20,557	21,619	22,761	24,543	25,140	26,685
東郷町	1,734	1,697	1,712	1,670	1,654	1,566	1,523
地域計	20,976	22,254	23,331	24,431	26,197	26,706	28,208

資料:平成12年までは「国勢調査」

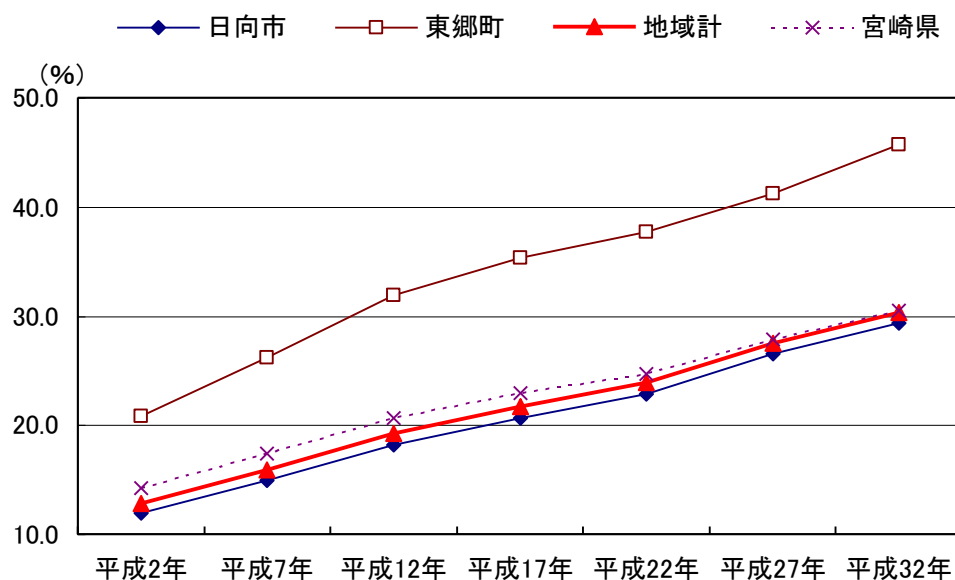
(注)平成17年以降は将来人口推計と1世帯当たり人員の推移から推計

③高齢化率

高齢化率をみると、平成12年現在の地域全体では、19.3%と県全体の20.7%を下回っていますが、東郷町では31.9%と非常に高い率を示しています。

推計では、地域全体が平成32年には30.3%と、県全体とほぼ同じ率となると見込まれます。

◆高齢化率の推移と推計



資料:平成12年までは「国勢調査」

(注)平成17年以降は(財)日本統計協会「市町村の将来人口」による推計値

(高齢化率)

(%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
日 向 市	12.0	14.9	18.1	20.6	22.9	26.5	29.3
東 郷 町	20.9	26.2	31.9	35.3	37.7	41.2	45.7
地 域 計	12.8	15.9	19.3	21.7	23.9	27.5	30.3
宮 崎 県	14.2	17.4	20.7	23.0	24.7	27.8	30.4

資料:平成12年までは「国勢調査」

(注)平成17年以降は(財)日本統計協会「市町村の将来人口」による推計値

5 産業と地域資源

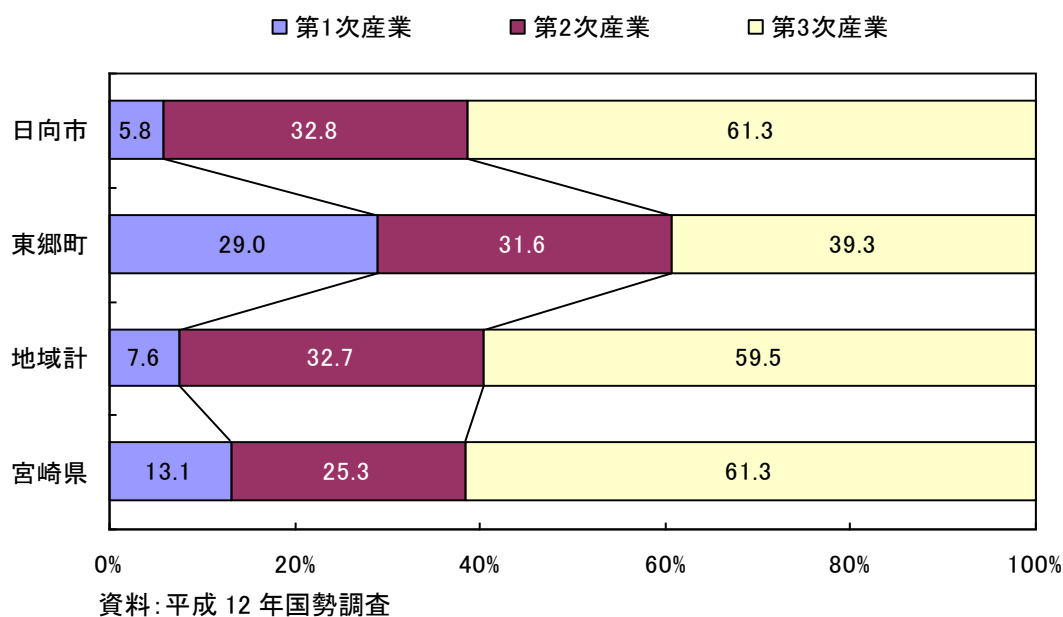
①就業者数

当地域全体の産業 3 部門別就業者の構成比率をみると、第 1 次産業 7.6%、第 2 次産業 32.7%、第 3 次産業 59.5%となっています。

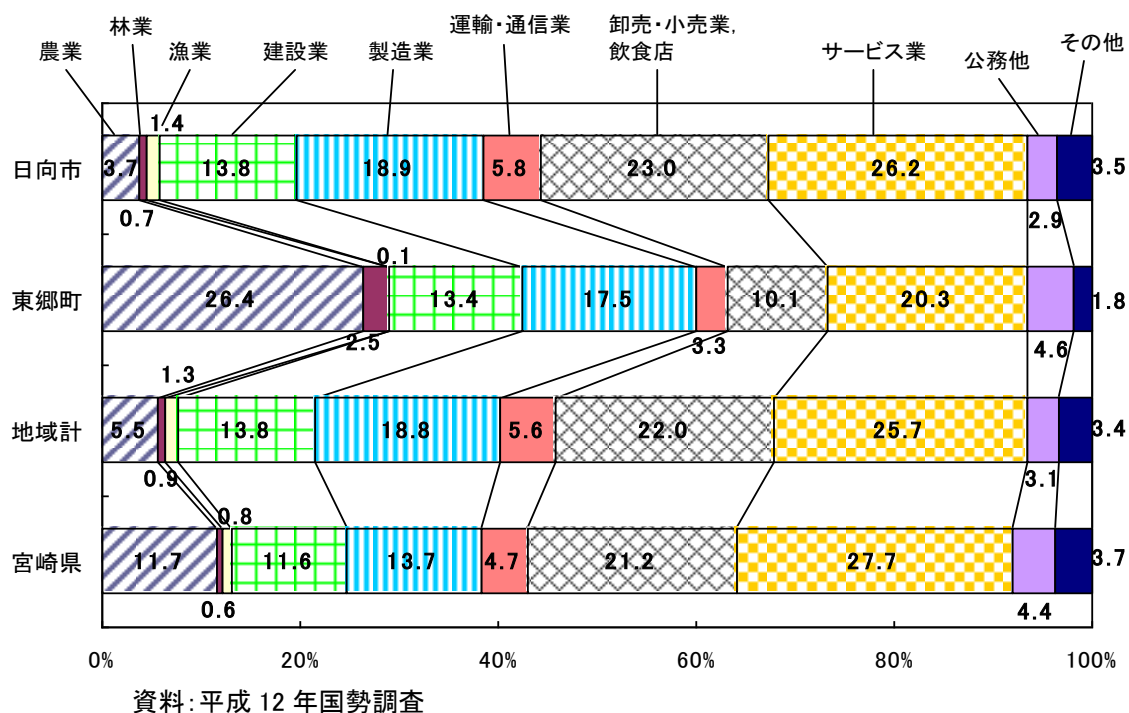
産業大分類でみると、サービス業が約 25.7%と最も高く、卸売・小売業、飲食店 22.0%、製造業 18.8%と続いています。

農業は東郷町で 26.4%と最も高い比率を示していますが、地域全体では 5.5%となっています。

◆産業 3 部門別就業者数の構成



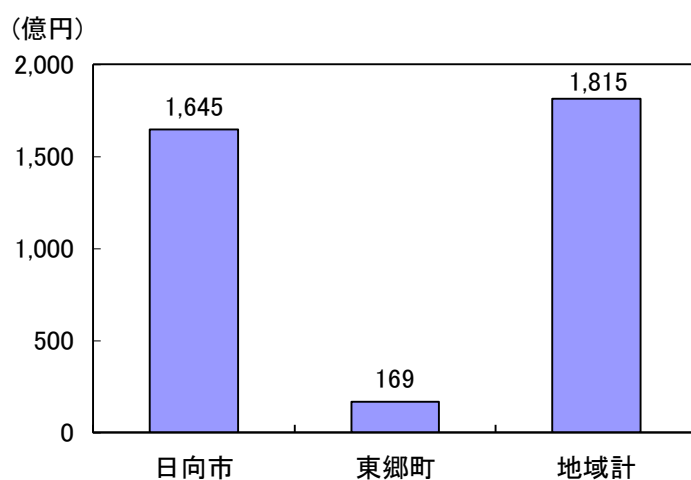
◆産業大分類別就業者数の構成



②市町内総生産

市町内総生産額をみると、地域全体では、1,815 億円となっており、日向市が約 90%を占めています。

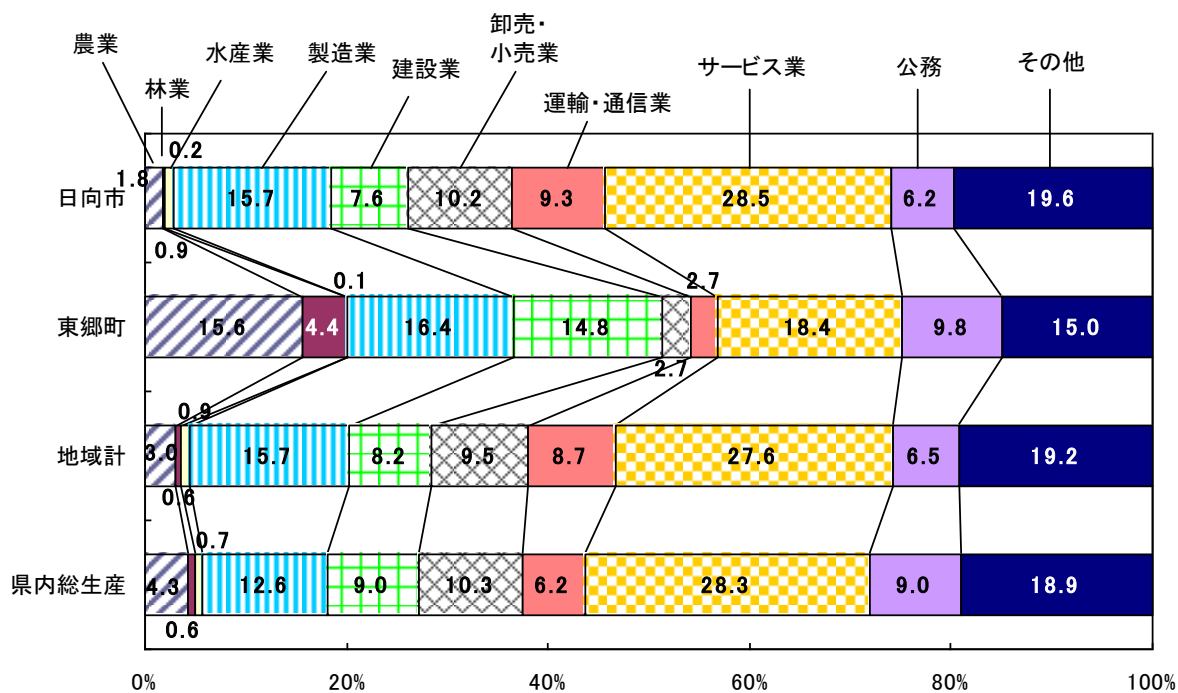
◆市町内総生産額



資料:「平成13年度宮崎県の市町村民所得」

産業別総生産額の構成をみると、地域全体ではサービス業が 27.6%と最も高い割合を占め、次いで製造業が 15.7%となっています。

◆産業別総生産額の構成



資料:「平成 13 年度宮崎県の市町村民所得」、「平成 13 年度宮崎県県民経済計算」

③地域資源

地域の主な資源の状況は下表のとおりとなっています。

◆地域の主な資源

	日向市	東郷町
国指定文化財	名勝「妙国寺庭園」	天然記念物「カモシカ」
国選定重要伝統的建造物群保存地区	美々津重要伝統的建造物群保存地区	
国登録文化財	有形文化財(建造物)「大御神社本殿、幣殿・拝殿」	
県指定文化財	名勝「橋口氏庭園」	史跡「若山牧水生家・歌碑」
	天然記念物「権現崎の照葉樹林」	有形文化財(美術工芸品)「冠岳権現の梵鐘」
	史跡「有栖川征討総督宮殿下御本宮跡」	史跡「山陰古墳」
	史跡「幕末勤皇家海賀宮門外二士の墓」	史跡「鶴野内古墳」
	史跡「僧日要の墓」	史跡「日田尾古墳」
	史跡「富高古墳」	
	史跡「美々津古墳」	
	史跡「細島古墳」	
	史跡「鈴鏡塚古墳」	
その他の文化施設	日向市文化交流センター	東郷町総合文化センター
	日向市歴史民族資料館	東郷町交流研修施設「さくら館」
	日向市細島みなと資料館	牧水記念館
		牧水記念文学館(平成17年4月開館予定)
観光・レクリエーション施設	日豊海岸国定公園	牧水公園
	金ヶ浜海水浴場	西城公園
	お倉ヶ浜海水浴場	冠岳森林公園
	伊勢ヶ浜海水浴場	上大谷森林公園
	日向岬グリーンパーク	観音滝
	馬ヶ背	道の駅「とうごう」
	日向サンパーク(お舟出の湯、オートキャンプ場等)	物産センター「詩季彩」
	道の駅「日向」	美々津カントリークラブ
スポーツ施設	全天候型運動施設「サンドーム日向」	東郷町総合グラウンド
	大王谷運動公園	牧水公園「テニス場」
	お倉ヶ浜総合公園	
	日向勤労青少年体育センター	
	日向サンパーク「テニス場」	

資料：各市町(平成17年1月現在)

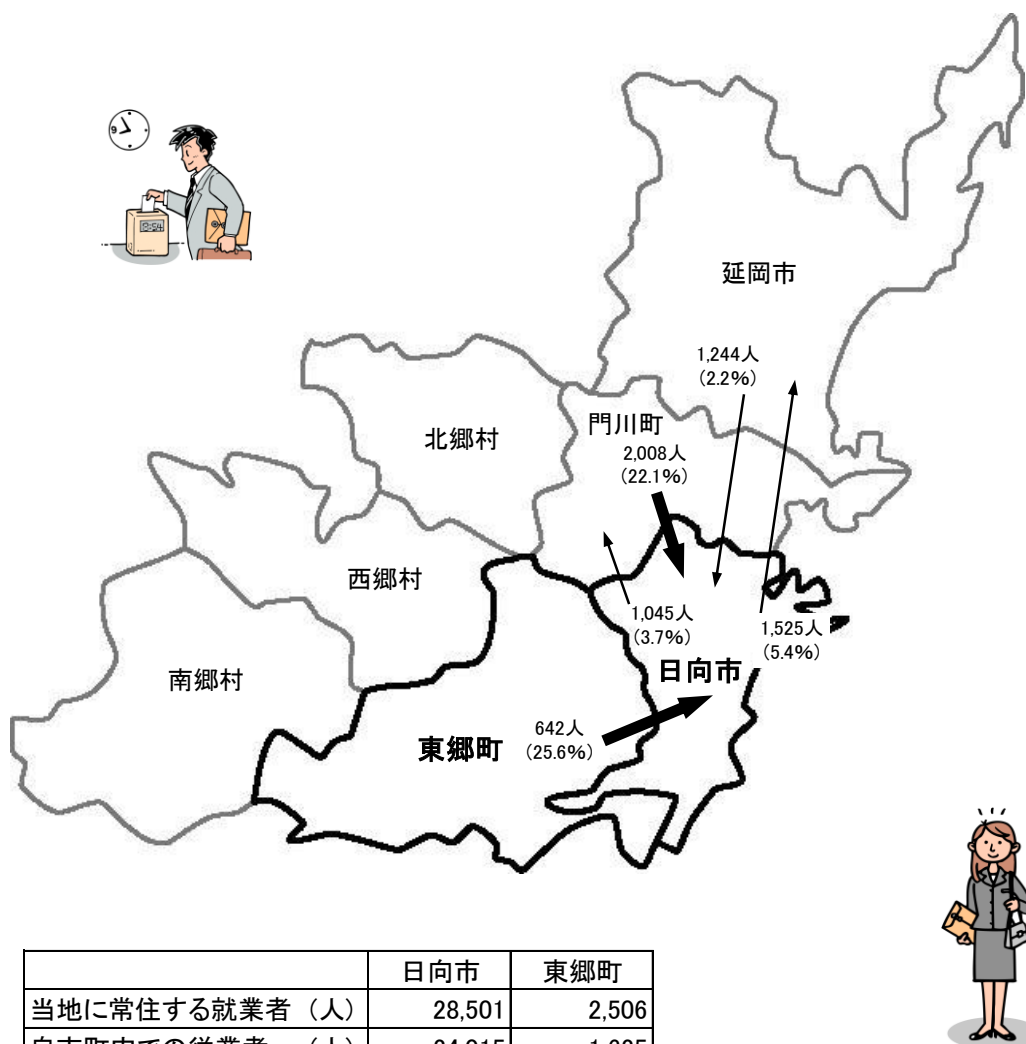
6 生活圏

①通勤

通勤状況を見ると、自市町(常住地)内における従業率は、日向市 84.3%、東郷町 64.8%となっています。

東郷町に常住する就業者のうち 642 人(25.6%)が日向市に通勤しています。

◆通勤の状況



	日向市	東郷町
当地に常住する就業者 (人)	28,501	2,506
自市町内での従業者 (人)	24,015	1,625
自市町内従業率 (%)	84.3	64.8

資料：「平成12年国勢調査」

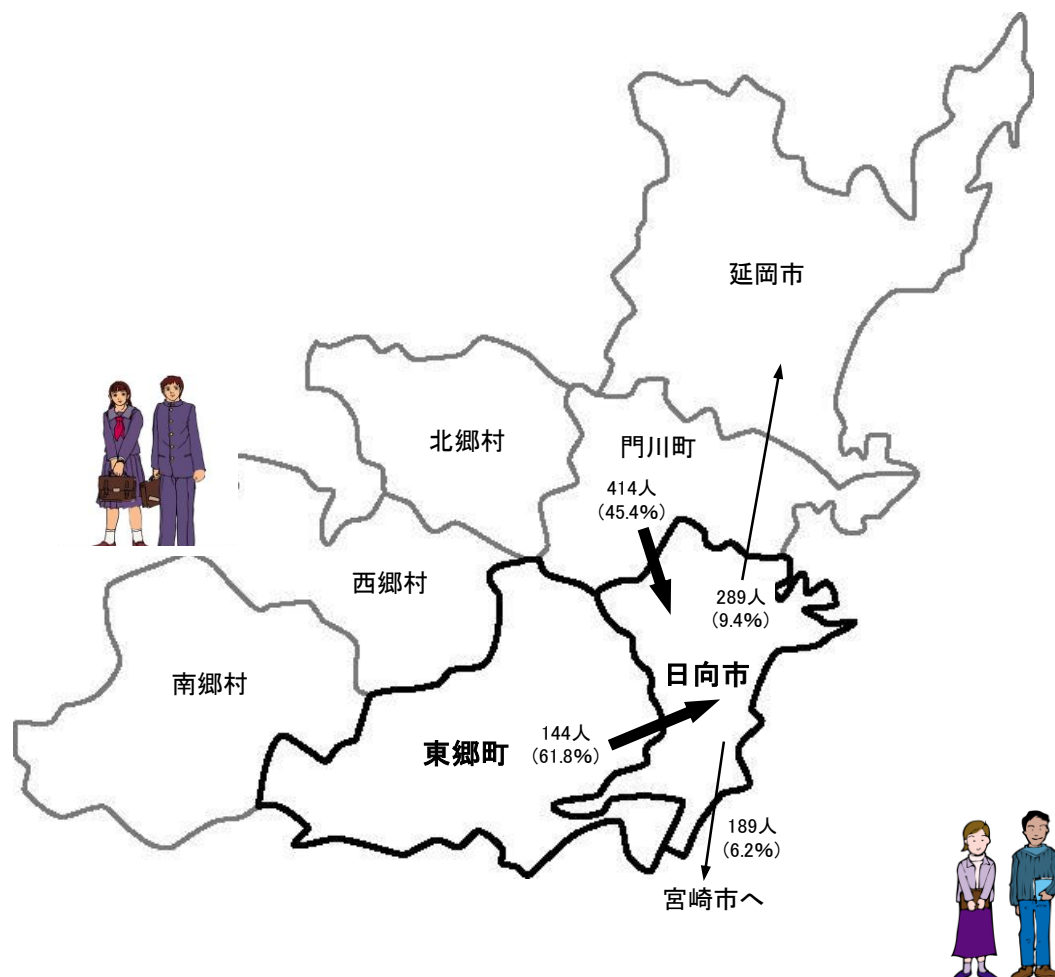
(注) かっこ内は各市町村に常住する就業者(15歳以上)に対する割合。

- 10%未満
- 10%以上20%未満
- 20%以上

(500人以上の流動について示した。)

②通学

通学の状況をみると、東郷町に常住する通学者のうち 144 人(61.8%)が日向市に通学しています。



	日向市	東郷町
当地に常住する通学者 (人)	3,063	233
自市町内での通学者 (人)	2,384	41
自市町内通学率 (%)	77.8	17.6

資料：「平成12年国勢調査」

(注) カッコ内は各市町村に常住する通学者(15歳以上)に対する割合。

- 10%未満
- 10%以上20%未満
- 20%以上

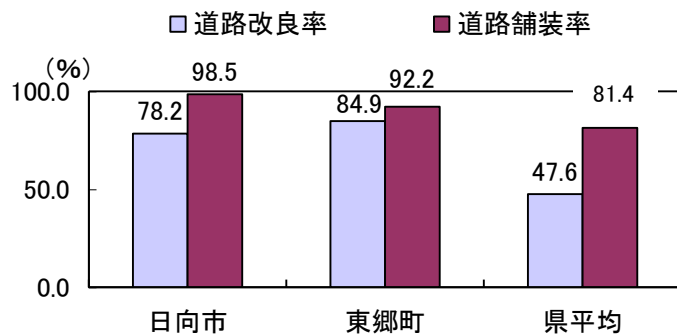
(100人以上の流動について示した。)

7 生活基盤の整備状況

①市町村道

道路(市町道)の整備状況をみると、道路改良率は日向市 78.2%、東郷町 84.9%となっており、道路舗装率は両市町とも 90%を超えています。

◆道路改良率・舗装率（市町道）



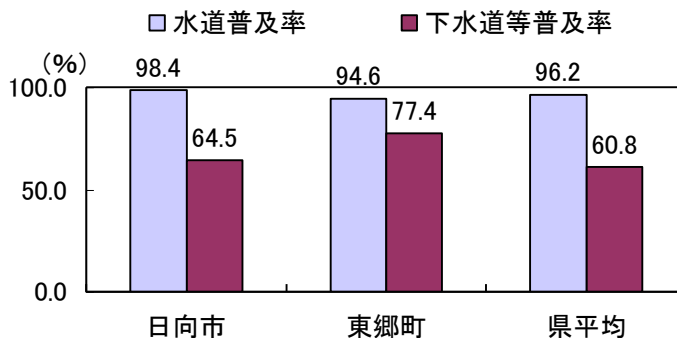
資料:「道路施設現況調査(平成 15 年 4 月 1 日現在)」

(注) 道路の改良とは道路の幅員を広げ、曲線を直線化し、その利用を高度にするための工事をいい、舗装とはセメント・コンクリート・レンガなどで、道路の表面を固めることをいう。

②水道、下水道等

水道の普及率は、両市町とも 100%に近い状況です。下水道等の普及率については、日向市が 64.5%、東郷町が 77.4%となっており、県の水準を上回っています。

◆水道・下水道等普及率



資料:「平成14年度市町村公共施設状況調査」

(注1) 水道普及率＝上水道・簡易水道及びその他の給水人口
÷ (住民基本台帳人口＋外国人登録人口) × 100

(注2) 下水道等普及率＝(公共下水道処理区域内人口＋
農業集落排水施設処理区域内人口＋合併処理浄化槽処理人口)
÷ (住民基本台帳人口＋外国人登録人口) × 100

③小学校・中学校

小・中学校の状況をみると、東郷町では日向市に比べて、1 学級当たりの児童・生徒数が小学校、中学校とも大幅に少なくなっています。

◆小学校・中学校の状況

	小学校				中学校			
	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数 (人)	1学級当 り児童数 (人)	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	1学級当 り生徒数 (人)
日 向 市	13	148	3,892	26.3	6	63	1,968	31.2
東 郷 町	5	23	348	15.1	2	7	123	17.6
地 域 計	18	171	4,240	24.8	8	70	2,091	29.9

資料:「平成14年度市町村公共施設状況調査」

8 広域行政の状況

日向東臼杵南部 8 市町村（日向市・門川町・東郷町・南郷村・西郷村・北郷村・諸塚村・椎葉村）では、平成 13 年 4 月に「日向東臼杵南部広域連合」を設置し、従来から行ってきた事務の共同処理のより効率的な展開を図っています。

◆共同処理する事務と市町村

平成13年3月以前

一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務（日向市を除く） 事務主体：東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会
火葬場の設置、管理及び運営に関する事務 事務主体：日向市（門川町、東郷町から委託）
し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務（日向市、東郷町のみ） 事務主体：日向地区衛生施設組合
ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務（西郷村、椎葉村を除く） 事務主体：日向地区衛生施設組合



平成13年4月以降

日向東臼杵南部広域連合								
施設名	日向市	門川町	東郷町	南郷村	西郷村	北郷村	諸塚村	椎葉村
（仮称）東臼杵南部広域最終処分場	-	○	○	○	○	○	○	○
日向地区斎場東郷霊苑	○	○	○	○	○	○	○	○
財光寺汚泥処理場	○	-	○	-	-	-	-	-
清掃センター	○	○	○	○	-	○	○	-

また、この他、県北 15 市町村で構成する「県北部広域行政事務組合」があり、観光等の広域的ソフト事業が行われています。

9 財政の状況

平成 15 年度の普通会計（※1）の歳出総額の規模は、日向市が約 234 億円、東郷町が約 44 億円となっています。

地方債（※2）現在高をみると、両市町とも平成 15 年度は平成 10 年度に比べて増加し、歳入総額を上回る水準となっています。また、平成 15 年度の住民一人当たり地方債現在高は日向市が約 48 万円、東郷町が約 109 万円となっています。

財政力をあらわす財政力指数（※3）は日向市が 0.5 程度、東郷町が 0.2 を下回る水準です。

自主財源比率（※4）は日向市が約 38%、東郷町が 20%前後となっています。

経常収支比率（※5）は、平成 10 年度に比べて平成 15 年度は両市町とも高まっており、財政の硬直化が進む傾向にあります。

公債費負担の程度を示す公債費比率（※6）は、両市町とも要注意ラインとされる 10%を超えています。

起債制限比率（※7）は、両市町とも 10%を下回っており、おおむね健全な水準にあります。

◆財政状況

	日向市		東郷町	
	平成10年度	平成15年度	平成10年度	平成15年度
歳入総額(億円) A	236.5	242.5	57.9	44.2
歳出総額(億円)	225.7	233.5	56.4	43.9
地方債現在高(億円) B	225.6	289.5	46.6	56.9
住民一人当たり地方債現在高(万円)	37.8	48.3	84.1	108.6
歳入に対する地方債現在高の倍率(倍) B/A	1.0	1.2	0.8	1.3
財政力指数	0.54	0.53	0.16	0.18
自主財源比率(%)	37.9	37.6	18.9	22.1
経常収支比率(%)	82.6	84.0	79.7	86.4
公債費比率 (%)	14.3	15.3	11.2	14.6
起債制限比率(%)	9.8	8.6	8.2	9.8

資料:各市町決算資料

※1 普通会計

公営事業会計(上下水道や介護保険事業・国民健康保険事業等に係る会計)以外の会計を一つにまとめたもので、主に一般会計からなる。

※2 地方債

地方自治体が建設事業等の財源として調達する借入金で、その償還が年度を越えて行われるもの。

※3 財政力指数

この指数が「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

※4 自主財源比率

地方自治体の財源のうち地方税や使用料、手数料など、自主的に収入しうる財源の占める割合をいい、この割合が高いほど行政活動の自主性と安定性が確保される。

※5 経常収支比率

人件費、公債費等の経常経費に、地方税（普通税）、普通交付税を中心とする一般財源がどの程度使われたかを表すもので、これが低いほど建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源が豊かで財政構造が弾力性に富んでいることを示す。

※6 公債費比率

公債費（地方債の元利償還金）に充てられる一般財源の額が標準財政規模に対し、どの程度の割合を占めているかを表す比率で、通常 10%未満が財政構造をおびやかさない目安とされる。

※7 起債制限比率

公債費（地方債の元利償還金）負担のうち、繰上償還額及び交付税措置額等を除いた実質的な公債費負担比率を表す指標である。なお、比率が 20%を超えると一部の地方債の発行が制限されることになる。

「日向市・東郷まちづくり計画」

（新市建設計画）

（平成 17 年 2 月 策定）

（平成 25 年 9 月 変更）

日向市・東郷町合併協議会

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10-5

TEL:0982-56-0017

FAX:0982-56-0018